

入間市国土強靱化地域計画

令和5年（2023年）4月改訂

入 間 市

目次

第1章 序論

| | |
|------------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 計画の位置付け..... | 2 |
| 3. 計画期間..... | 2 |
| 4. 入間市のあらまし..... | 3 |
| 5. 災害履歴..... | 9 |
| 6. 本市で想定される主な自然災害..... | 9 |

第2章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------------------|----|
| 1. 目指すべき将来の地域の姿..... | 14 |
| 2. 基本目標..... | 14 |
| 3. 事前に備えるべき目標..... | 15 |
| 4. 想定する大規模自然災害..... | 15 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | |
|--|----|
| 1. 脆弱性評価について..... | 16 |
| 2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定..... | 17 |
| 3. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性評価の結果..... | 18 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| | |
|---|----|
| 1. 施策分野の設定..... | 46 |
| 2. 施策分野ごとの取組の方向性..... | 48 |
| 3. 施策と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係..... | 72 |
| 4. 重要業績評価指標（KPI）の設定..... | 75 |

第5章 計画の推進

| | |
|--------------------|----|
| 1. 他計画等の整合..... | 77 |
| 2. 計画の推進と進行管理..... | 77 |

第1章 序論

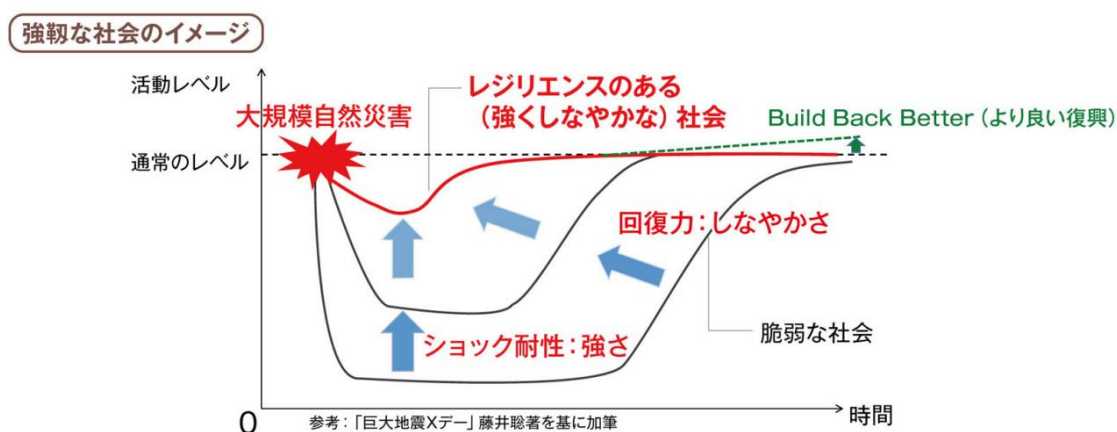
1. 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。また、平成26年（2014年）6月には、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を（中略）定めることができる。」旨、規定されている。

埼玉県においては、国の基本計画との調和を図った「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県の地域計画」という。）が平成29年（2017年）3月に策定された。

以上のことから、本市においても、基本法に基づき、国の基本計画や県の地域計画との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、強靱化を推進するための「入間市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。



(出典：内閣官房「国土強靱化進めよう！」)

図 1 強靱な社会のイメージ

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法の規定に基づき本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

また、基本法第13条では、国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとされている。

このため、国の基本計画や本市を包含する県土全域に係る県の地域計画との調和を保ち、「第6次入間市総合計画」（以下「総合計画」という。）や「入間市地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、本市における強靱化に関して、様々な分野の計画等の指針となる計画として位置付けるものである。

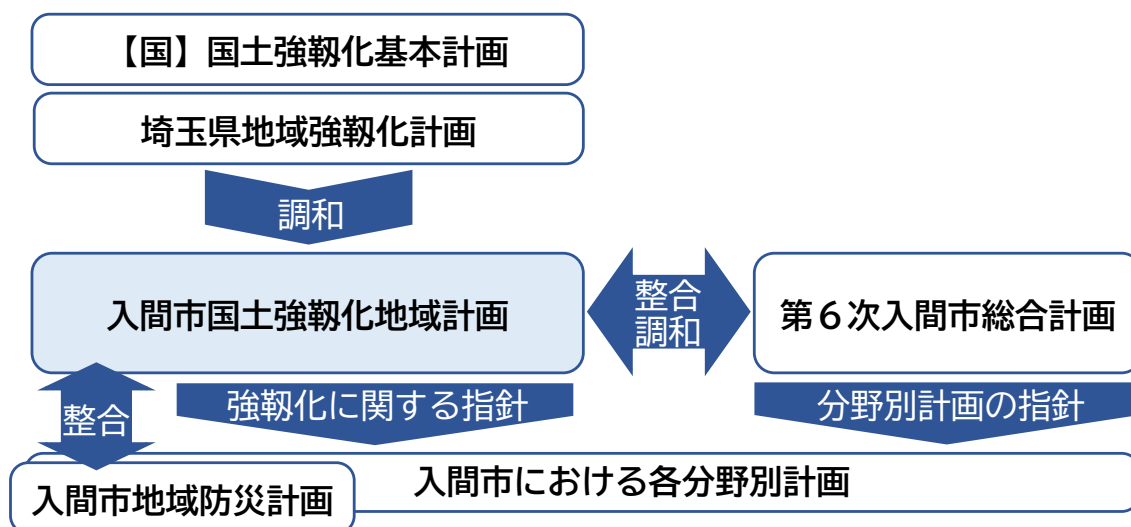


図2 計画の位置付け

3. 計画期間

本計画は、総合計画と整合を図るため、見直しについては、原則として総合計画の見直し時期と合わせ、5年間隔とするが、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて変更や見直しを行うものとする。

なお、強靱化に係る個別事業については、柔軟に事業を推進するために、別冊資料として整理するものとする。

4. 入間市のあらまし

(1) 位置と地勢

本市は、都心から40km圏に位置する緑に恵まれたまちである。面積は44.69km²で東西9.3km、南北9.8kmの菱形をなしており、周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市及び東京都青梅市、瑞穂町にそれぞれ接している。

市域は、海拔60mから200mの主に台地と丘陵からなり、全体として西から東へゆるやかに低くなる。市南端と西北端には、それぞれ起伏に富んだ狭山丘陵と加治丘陵とがあり、その他は台地が大部分を占める。台地上には、市域の約10分の1を占める茶畑が広がり、2つの丘陵とともに緑の景観を保っている。

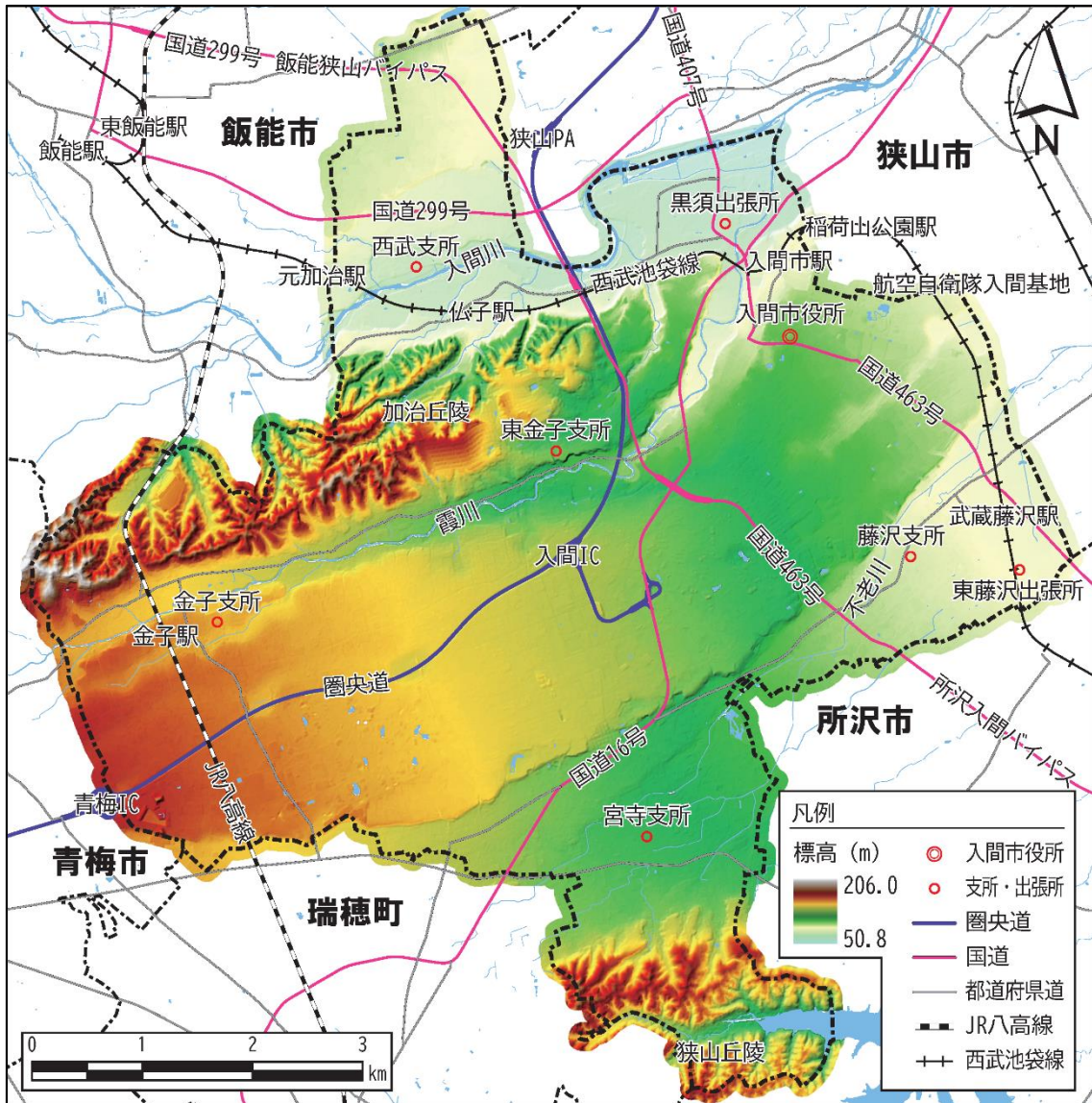
また、市の北部には荒川の主流である入間川が流れ、中央部に霞川、南部に不老川がそれぞれ西から東へ流れている。

地質は、台地では地表が軽い黒ボク土で、その下は関東ローム層と呼ばれる洪積火山灰土と扇状地性の砂礫層で形成される。水はけのよい地味は茶樹、野菜等の栽培に適している。一方、丘陵はやや固くしまった粘土や砂礫の層から成り、水はけの悪い谷底（谷戸）には湿地も見られる。

本市の鉄道網は、私鉄の西武鉄道池袋線とJR八高線の2路線である。前者は、都心へ通じる主要交通機関であり市民の通勤通学者のほとんどが本線に集中している。なかでも入間市駅、武蔵藤沢駅の利用者が多い。後者の八高線は、市の最西端を縦断する路線である。

道路は首都圏外周部の環状路線である一般国道16号をはじめ、299号、407号と、463号の4路線が、また県道として青梅入間線外8路線があり、地域交通上の基幹道路として重要な役割を担っている。また、平成8年（1996年）に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通し、入間インターチェンジが国道16号と接続したことで、広域的機能を高めた交通網を形成している。

路線バスは、そのほとんどが入間市駅を起点として運行されている。近年、自家用車等の著しい普及がみられるが、バスを唯一の交通手段としている市民も多く、バス路線の整備拡充を望む声は依然として高い。



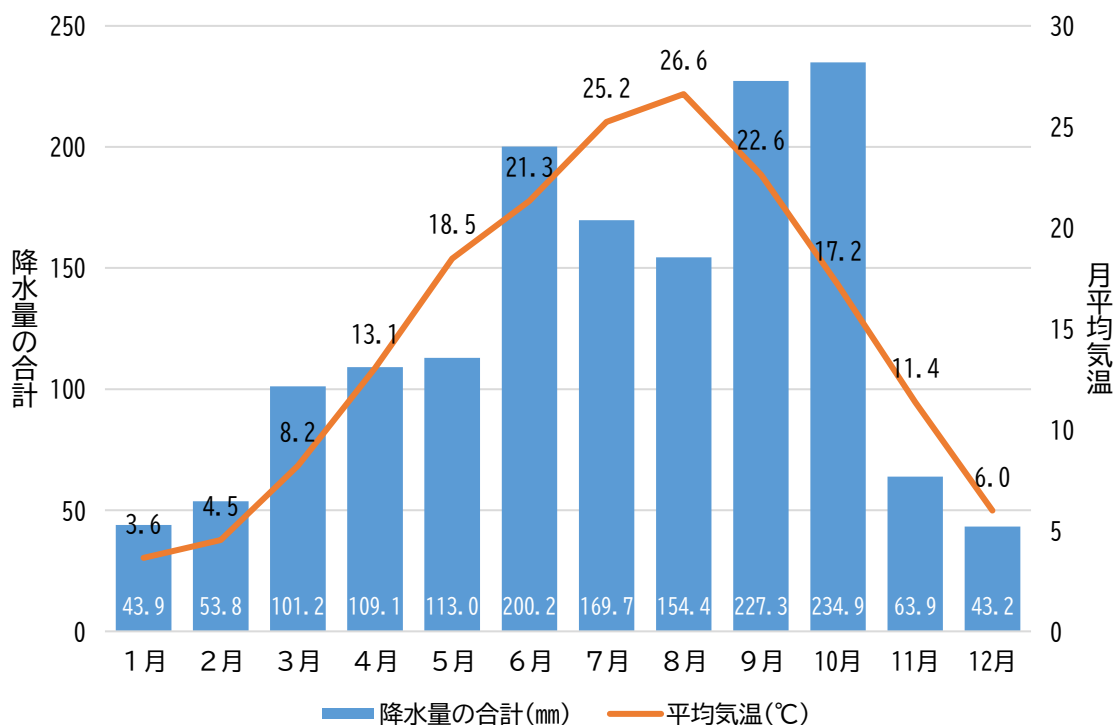
この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図（国土基本情報）を使用した。

図3 本市の地勢

(2) 気候

本市は、夏から秋にかけて降水量が多く、冬になると北西からの季節風が強く、乾燥する太平洋側の気候の特色とともに、内陸性気候の性格も併せ持っている。

このため、夏と冬の平均気温の差が大きく、昼夜の気温差も大きくなっている。



(出典：アメダス所沢観測所、平成23年(2011年)～令和2年(2020年)の平均値)

図4 ひと月の降水量の合計と平均気温

(3) 面積

本市の面積は4,469haであり、そのうち宅地が32.8%(市域の約3分の1)を占めている。

表1 地目別面積

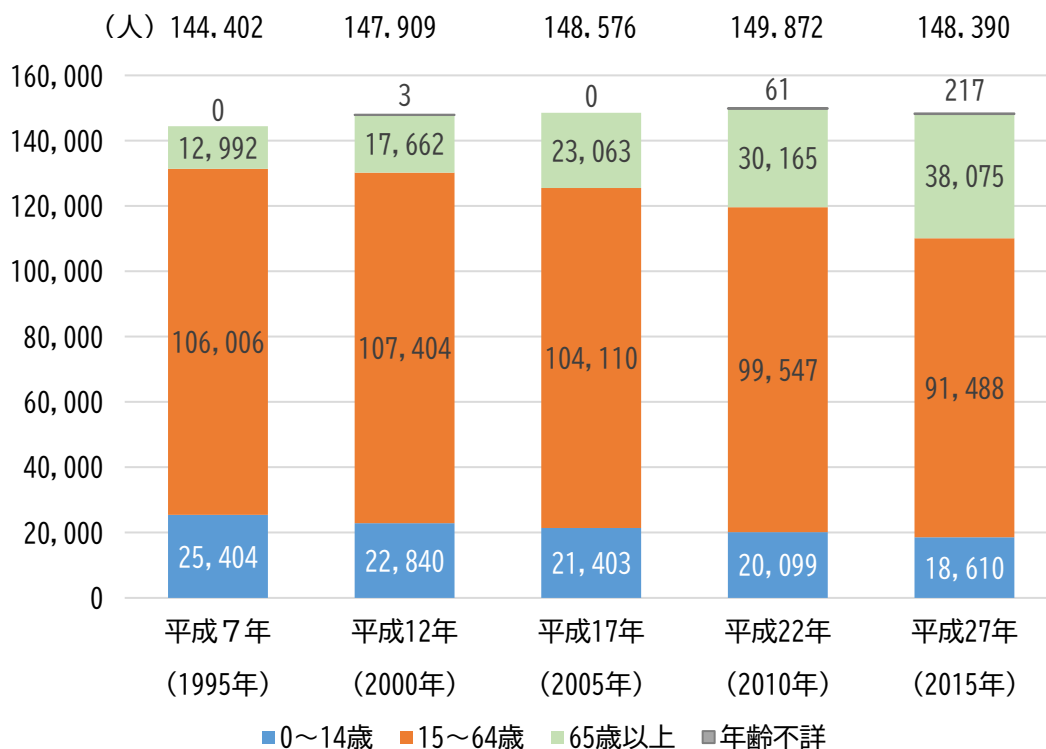
(単位：ha)

| | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|-----|---------|------|-------|---------|-------|------|-------|-------|
| 面積 | 4,469.0 | 2.8 | 896.9 | 1,463.8 | 539.3 | 0.1 | 570.0 | 996.1 |
| 構成比 | 100% | 0.1% | 20.1% | 32.8% | 12.1% | 0.0% | 12.8% | 22.3% |

(出典：入間市統計書(令和元年版)(資産税課))

(4) 人口等

本市の人口は、平成27年（2015年）国勢調査結果では148,390人であり、平成22年（2010年）の149,872人をピークに減少している。年齢構成の推移をみると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある。



(出典：国勢調査)

図5 人口動態

第1章 序論

平成27年（2015年）の国勢調査によると、本市の昼間人口は128,313人である。また、昼夜間人口比率は86.5%であった（昼間人口／夜間人口）。

本市常住の15歳以上の就業者・通学者は79,575人（就業地不詳者を含む）で、そのうち45,841人が市外へ就業・通学しており、このうち20,955人が東京都に就業・通学している。

表 2 従業地・通学地別就業者・通学者数（平成27年（2015年））
(人)

| 従業・通学地 | 就業者・通学者数 | うち 通学者数 |
|--------|----------|---------|
| 市内 | 30,901 | 2,140 |
| 市外 | 45,841 | 5,657 |
| 県内 | 23,203 | 3,085 |
| 所沢市 | 6,856 | 791 |
| 飯能市 | 3,589 | 637 |
| 狭山市 | 5,966 | 523 |
| 東京都 | 20,955 | 2,366 |
| 青梅市 | 1,229 | 21 |
| 瑞穂町 | 990 | 5 |
| その他県外 | 1,162 | 175 |

(出典：国勢調査)

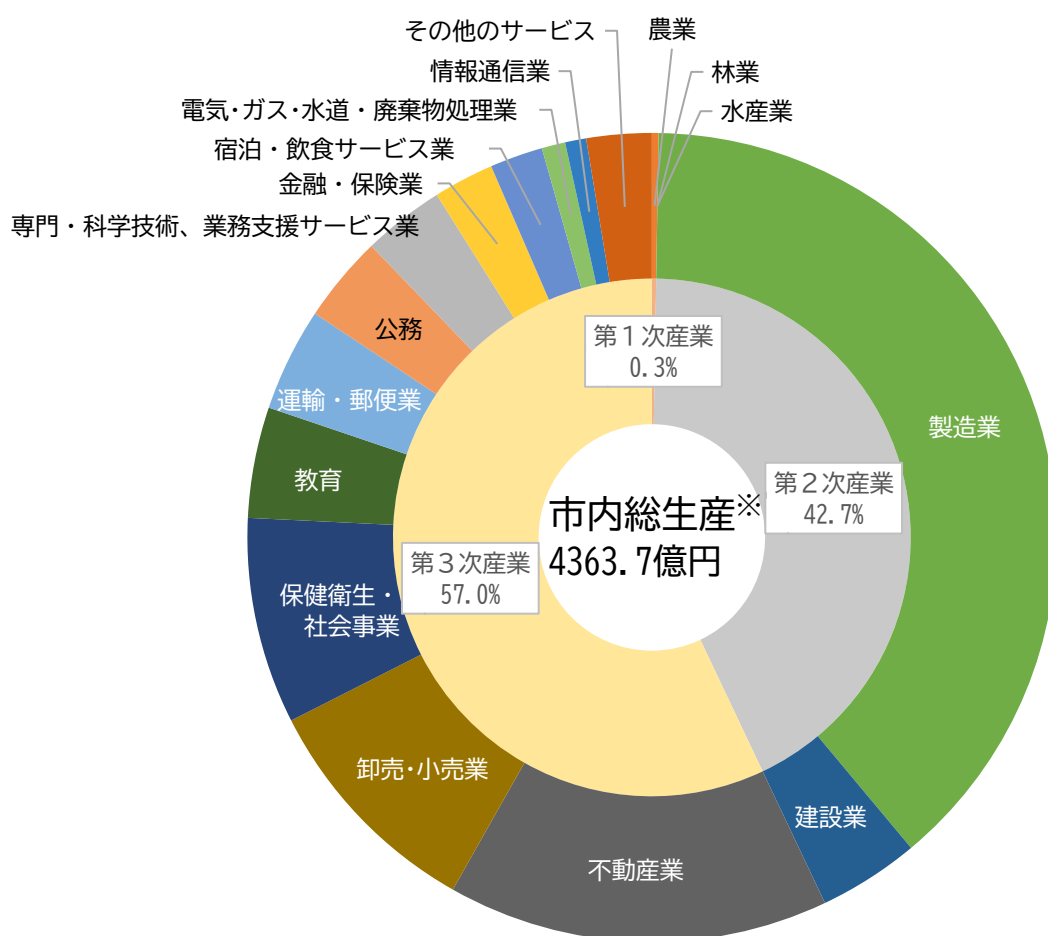
(5) 産業・経済

平成30年（2018年）度の市内総生産は、名目で約4363.7億円となっている。

第1次産業の市内総生産に占める割合は0.3%である。産業分野別にみると、そのほとんどが「農業」であり、「林業」、「水産業」が占める割合は少ない。

第2次産業は、約42.7%を占めており、その多くが「製造業」、次いで「建設業」となっている。

市内で最も多いのは、約57.0%を占める第3次産業であり、産業分類別では、「不動産業」、「卸売・小売業」、「保健衛生・社会事業」の占める割合が、他と比較して多くなっている。



(出典：埼玉県統計課「経済活動別市町村内総生産（平成30年度）」)

図6 市内総生産※（平成30年（2018年））

※市内で1年間に生産された付加価値の総額

5. 災害履歴

本市は、近年では幸いなことに大きな地震災害には見舞われたことがなく、平成23年3月11日（金）午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震に関しても、人命にかかわるような大きな被害は認められなかった。しかし、大正12年に発生した関東大震災においては、豊岡・東金子・宮寺の3村で当時1,927戸のうち全壊14棟、半壊31棟、けが人が1人であったとの記録が残っている。

一方、風水害については、平成28年8月の台風第9号による豪雨災害が甚大であり、床上浸水199棟、床下浸水376棟に及んだ。また、直近では、令和元年10月の台風第19号による豪雨災害により、床上浸水12棟、床下浸水32棟の被害が生じた。この時の災害では、警戒レベル4：避難勧告を発令し、約1,500人が避難した。

また、大雪災害にも見舞われることがあり、平成28年の大雪では22cmほどの積雪となった。これにより、転倒2件、車両スリップ5件、ビニールハウス倒壊7件といった被害が発生している。

6. 本市で想定される主な自然災害

(1) 地震災害

平成25年（2013年）11月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定地震として、被害量の推計を行っており、陸側プレートと海側プレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震である「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つの地震を想定している。

このうち、東京湾北部地震と茨城県南部地震は、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が約70%の確率で発生すると言われている。

また、陸側のプレート内部での断層運動により発生する地震である「活断層型地震」は、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震が想定されている。このうち、特に立川断層帯は、市の南西をかすめるように存在しており、この断層帯で想定される最大規模のマグニチュード7.4の地震が発生した場合には、市内で最大震度6強の揺れが生じるなど、大きな被害が想定される。

表3 想定地震

| 地震のタイプ | 想定地震 | マグニチュード | 説明 |
|--------|--------------|---------|---|
| 海溝型 | 東京湾北部地震 | 7.3 | フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70% |
| | 茨城県南部地震 | 7.3 | |
| | 元禄型関東地震 | 8.2 | 過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0% |
| 活断層型 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 8.1 | 深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008% |
| | 立川断層帯地震 | 7.4 | 最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2% |

(出典：埼玉県地域防災計画)



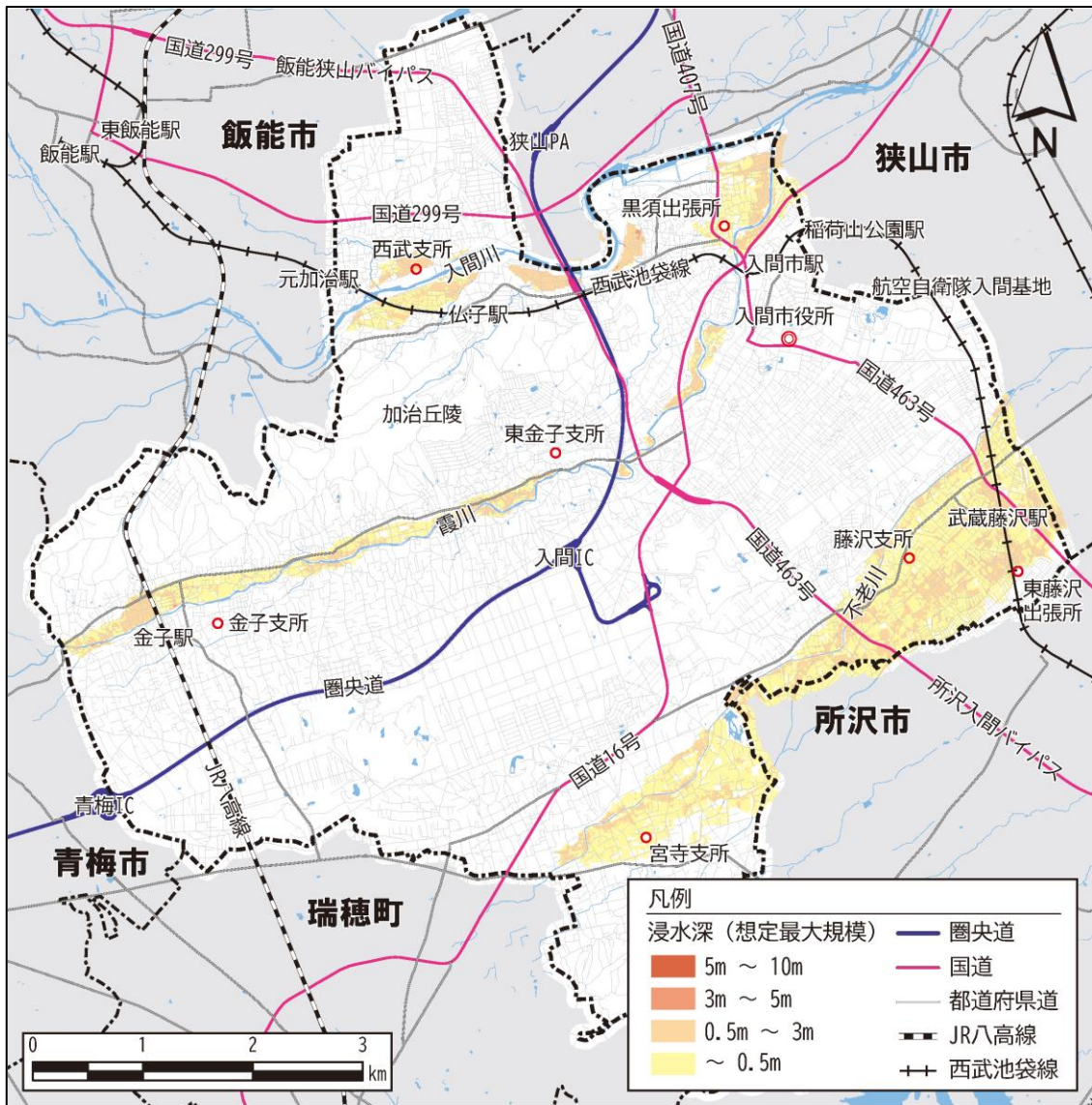
(出典：埼玉県地域防災計画)

図7 想定地震の断層位置図

(2) 風水害

(ア) 洪水災害

市の北部には、入間川、中央部に霞川、南部には不老川が流れている。埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図によると、各河川の沿川地域において、0.5～3.0m(一階床上浸水程度)または0.5m未満(床下浸水程度)の浸水が想定されており、一部には、3m以上の浸水が想定されている箇所もある。



この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図(国土基本情報)を使用した。

図 8 想定最大規模降雨による洪水想定図

表4 図8の作成に用いた資料

| 資料名 | 前提となる降雨 | 作成主体 | 公表年月日 |
|--|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 荒川水系入間川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) | 入間川流域の 3日間総雨量 740mm | 埼玉県県土整備部 河川砂防課 | 令和2年 (2020年) 5月26日 |
| 荒川水系入間川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (想定最大規模) | 入間川流域の 3日間総雨量 740mm | | |
| 荒川水系新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (想定最大規模) | 新河岸川流域の 2日間総雨量 746mm | | |

(イ) 土砂災害

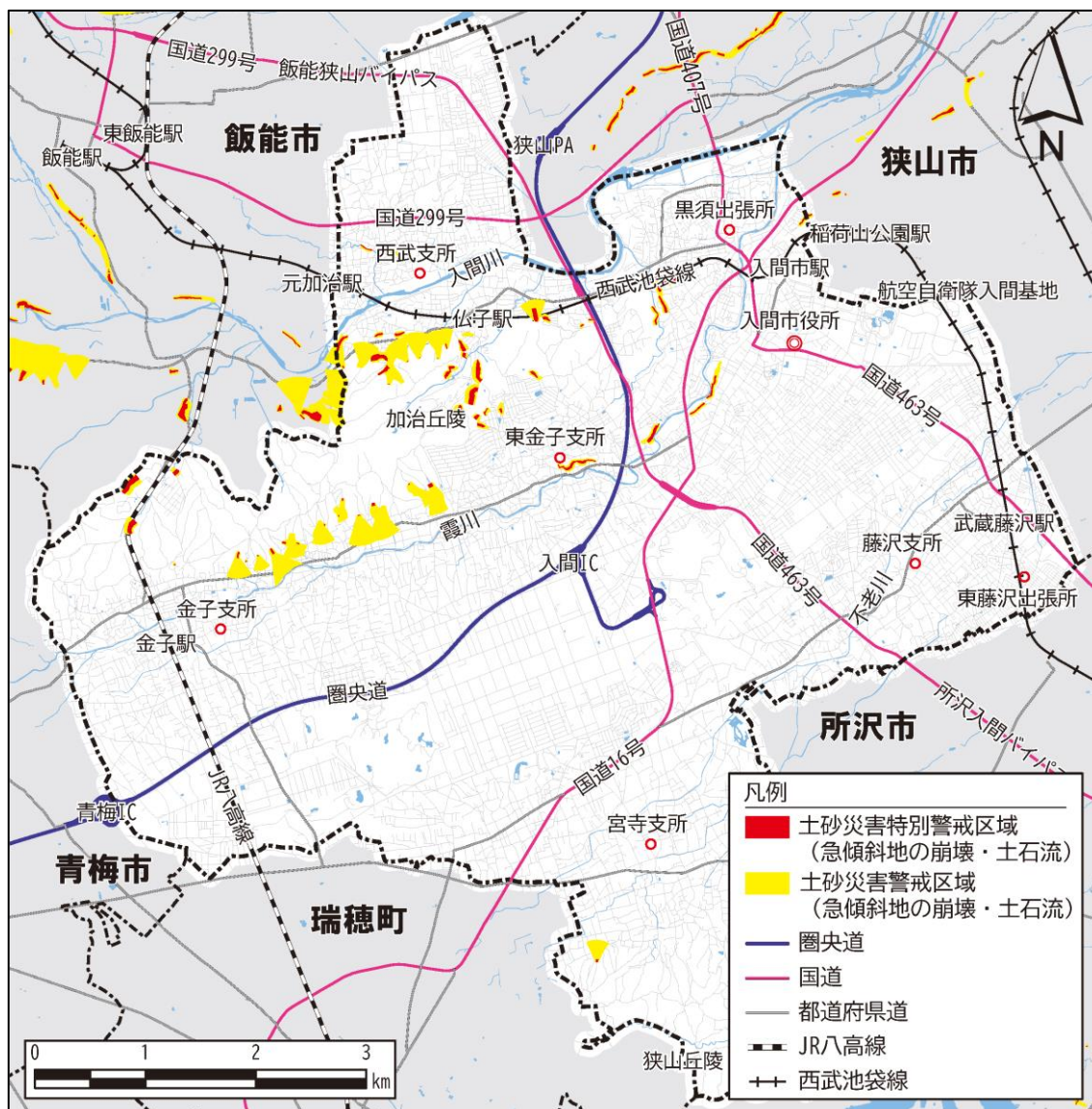
県は、土砂災害防止法に基づき、市内の土砂災害警戒区域を指定している。これによれば、市内では66箇所が土砂災害警戒区域（うち57箇所が土砂災害特別警戒区域）に指定されている。

表5 土砂災害警戒区域等指定状況一覧

(箇所)

| 急傾斜地の崩壊 | | 土石流 | | 計 | |
|---------|--------|------|--------|------|--------|
| 警戒区域 | 特別警戒区域 | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
| 42 | 39 | 24 | 18 | 66 | 57 |

(参考：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（埼玉県ホームページ）)



この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図(国土基本情報)を使用した。
土砂災害警戒区域は、国土交通省が公開している国土数値情報を使用した。(令和元年度更新分)

図 9 土砂災害が想定される区域

(3) 竜巻災害

県内では、これまでに竜巻による被害が発生しており、近年もダウンバーストやガストフロント等の突風による被害が発生している。気象条件によっては、今後も甚大な被害をもたらす竜巻等の発生が想定される。

(4) 大雪災害

県内では平成26年に大雪による被害が発生し、本市でも平成28年の大雪では22cmの積雪を観測し、被害が発生した。気象条件によっては、今後も大きな被害をもたらすような大雪の発生が想定される。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき将来の地域の姿

本計画の策定の趣旨を踏まえるとともに、総合計画との整合・調和に鑑み、目指すべき将来の地域の姿を次のとおり設定する。

「みんなでつくる 災害にも強く、住みよいまち」

総合計画では、本市が目指す10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」としており、市民が主体となって、みんなが住みやすいと感じるようなまちづくりを進めていくという意味が込められている。

本市における強靱化を図るうえでも、本市に関わる全ての主体が一体となって、災害に対して安全・安心なまちづくりに臨むことが求められる。また、防災・減災の視点のみならず、都市基盤整備や地域振興、人材育成、地域コミュニティの活性化など、多角的な視点から官民あげて施策を推進することにより、総合計画で目指す「住みやすさが実感できるまち」の実現に寄与するものである。こうした取り組みの推進は、災害に強いだけでなく、地域の様々な活力を促進し、結果として「災害にも強く、住みよいまち」になるものである。

以上のような認識のもとで、本計画における目指すべき将来の姿を設定した。

2. 基本目標

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定する。

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標をもとに、大規模自然災害を想定し、具体的な行動目標として8つの「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

- A. 被害の発生抑制により人命を保護する
- B. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- C. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- D. 必要不可欠な行政機能を確保する
- E. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- F. 経済活動を機能不全に陥らせない
- G. 二次災害を発生させない
- H. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

4. 想定する大規模自然災害

強靱化に係る施策を推進する上で、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲におよぶと想定される大規模自然災害を設定する。本計画では、県の地域計画で設定されている大規模自然災害及び本市で想定される主な自然災害に鑑み、次のとおりとした。

表 6 本計画で想定する大規模自然災害

| 想定する大規模災害 | 災害の規模 |
|-----------|----------------------------------|
| 地震 | ・立川断層帯地震 |
| 風水害 | ・入間川・霞川・不老川等の河川の氾濫 ・大雨による土砂災害 |
| 竜巻 | ・国内最大級（F3）※の発生 |
| 大雪 | ・平成28年（2016年）の大雪被害 |

※ 藤田哲也博士により考案された、竜巻やダウンバースト等の突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する際の、竜巻の規模を示す値。F0～F5の6段階で区分され、被害が大きいほどFの値が大きい。直近で関東地方において発生したF3の竜巻としては、2012年5月に茨城県常総市で発生したものが挙げられる。このときの被害範囲は長さ約17km、幅約500mにわたるものであり、死者1名、全壊家屋76棟、半壊家屋158棟に及んだ。なお、日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。

第3章 脆弱性評価の結果

1. 脆弱性評価について

脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、第2章に示した想定する大規模自然災害の発生時に生じうる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を引き起こさないために、現状において対策を講じることができているか、その実態を把握し、評価するものである。

本章では、まず、県の地域計画を参考にしながら、第2章で設定した大規模自然災害が発生したときに生じうる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。次に、県の地域計画との調和を図るため、市の想定災害や取り組み内容を把握し、県の脆弱性評価結果に基づき展開したうえで、事態の発生回避・被害軽減に向けた方策を抽出する。

2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した大規模自然災害が発生したときに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した（表7）。

表7 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

| 事前に備えるべき目標 | | No. | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|------------|-------------------------------|-----|--|
| A | 被害の発生抑制により人命を保護する | A-1 | 火災や建物等の倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態 |
| | | A-2 | 異常気象（浸水・竜巻）や大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態 |
| | | A-3 | 列車の転覆等の交通機関の被害により、多数の死傷者が発生する事態 |
| | | A-4 | 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 |
| B | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | B-1 | 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 |
| | | B-2 | 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 |
| | | B-3 | ライフラインの停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 |
| C | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | C-1 | 線路・道路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態 |
| | | C-2 | 旅客や物資の輸送が長期間停止する事態 |
| | | C-3 | 情報通信の途絶やアクセス集中による機能低下、情報の正確性が低下する事態 |
| D | 必要不可欠な行政機能を確保する | D-1 | 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態 |
| | | D-2 | 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態 |
| E | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | E-1 | 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 |
| | | E-2 | 電気・ガス等のエネルギー供給の停止や、上下水道が利用できない状態が長期化する事態 |
| | | E-3 | 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 |
| | | E-4 | 保育所や学校等が再開されず、子どもの守られる環境や育つ環境が悪化する事態 |

| 事前に備えるべき目標 | | No. | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|------------|-------------------------------|-----|---|
| F | 経済活動を機能不全に陥らせない | F-1 | 産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態 |
| G | 二次災害を発生させない | G-1 | 消防力の低下等により、大規模延焼が発生する事態 |
| | | G-2 | 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 |
| | | G-3 | 危険物・有害物質等が流出する事態 |
| H | 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | H-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態 |
| | | H-2 | 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | H-3 | 土地利用の混乱に伴い境界情報が不明確になり、復興事業に着手できない事態 |
| | | H-4 | 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 |
| | | H-5 | 労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | H-6 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失が発生する事態 |

3. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性評価の結果

前節で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本市の施策の進捗を踏まえた現状分析（脆弱性評価）を実施した。

本節では、その結果を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに整理する。ここで提示する「この事態を発生回避・被害軽減するための方策」については、対応する施策を総合計画から抽出し、整理した。参考に、各施策が総合計画に掲載されている「章 節 項」を併せて記載している。

なお、強靱化にかかる施策ごとの現状評価及び推進方針については、「第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針」で整理する。

事前に備える目標：A. 被害の発生抑制により人命を保護する

| | | | | | |
|---|-----|-----------------------------|--|----------|-----------|
| リスクシナリオ | A-1 | 火災や建物等の倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用する店舗等の施設や、避難に配慮を要する人が利用する福祉施設等の施設、住宅等の建築物で耐震化が不十分なものが倒壊・傾斜し、建築物の安全性が損なわれる。また、建物内の未固定の家具等が転倒・散乱する。建築物や家具等の下敷きになった多数の死者・負傷者が発生する。 ・災害により、市街地の各所で火災が発生する。火災発生場所周辺の建築物に閉じ込められた人等が避難できない状況となり、多数の死者・負傷者が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月時点の「市内の住宅の耐震化率」は92.65%、令和2年3月時点の「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は94.01%（入間市建築物耐震改修促進計画より）となっている。しかし、立川断層帯で想定される最大規模のM7.4の地震が発生した場合には、市内で最大震度6強の揺れが生じるなど、大きな被害が想定されており、この事態が発生する可能性がある。 ・埼玉西部消防組合は、所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市により運営されており、安全・安心の提供に向けて市民の理解と協力が得られるよう取り組むとともに、非常備消防（消防団）と連携が図られるよう努めている。しかし、大規模災害時の消防要請の件数増加に伴う消防装備・設備や消防職員の不足により消火活動が十分に行えなかった場合、多くの死傷者が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 建物の倒壊・傾斜 建物内の家具等転倒・散乱 火災の発生 電気・ガス等のエネルギー制御力の低下 危険物・有害物質等の流出 | | | 消火力低下による延焼の発生 医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 |
| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 |
| 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | 第3章 第3節 第4項 |
| 3-5 生活支援の推進 | 第3章 第5節 第2項 |
| 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章 第6節 第3項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-6 公園の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第5項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | |
|-------------------|-------------|
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |

| | | | | | |
|--|-----|--|------|----------|-----------|
| リスクシナリオ | A-2 | 異常気象(浸水・竜巻)や大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型の台風の来襲等により、長時間にわたる大量の降雨に見舞われる。河川が増水し、河川の水が堤防を越えたり、堤防が決壊する。大量の水が急激に浸水想定区域等に流入することにより、流入地区に多数の死者・負傷者が発生する。 ・竜巻が公園等の不特定多数の人が集まっている屋外施設を直撃し、多数の死者・負傷者が発生する。 ・災害の発生による地盤の緩み等に伴い、がけ崩れ、地すべり、急傾斜地等の崩壊が発生する。これにより家屋等が押しつぶされ、死者・負傷者が発生する。土石流が発生し、さらに多くの家屋等を破壊し、死者・負傷者が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の北部には入間川、中央部に霞川、南部には不老川が流れている。埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図によると、沿川地域において 0.5～3.0m(一階床上浸水程度)または～0.5m(床下浸水程度)の浸水が想定されており、一部には、3m以上の浸水が想定されている箇所もあり、この事態が発生する可能性がある。 ・市内では 66 箇所の土砂災害警戒区域(そのうち、57 箇所に土砂災害特別警戒区域)が指定されており、24 箇所の大規模盛土造成地も存在する。地震や大雨等の際に土砂災害が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | | |
| 洪水抑制機能の低下 急傾斜地等の危険箇所の存在 避難指示等の情報の伝播遅延 多数の要救助者の発生 | | 医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等 | | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 |
| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 |
| 3-5 生活支援の推進 | 第3章 第5節 第2項 |
| 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章 第6節 第3項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | |
|--|-----|---------------------------------|------|-----------------------|
| リスクシナリオ | A-3 | 列車の転覆等の交通機関の被害により、多数の死傷者が発生する事態 | 想定災害 | 地震 風水害 竜巻 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車の転覆や自動車の横転等が発生する。これに巻き込まれ、死者・負傷者が発生する。救助活動等に遅れが生じた場合、さらに多数の死者・負傷者が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の鉄道としては、JR 八高線と西武池袋線がある。また、市内のバス路線は、コミュニティバスや西武バスが各鉄道駅や拠点をつなぎ、重要な市民の足となっている。 ・県内で最も被害が出た鉄道事故は、昭和 22 年 2 月に八高線で死者 184 名、負傷者 495 名が発生した脱線転覆事故である。我が国全体をみると、風水害時に鉄道事故が発生しているものの、地震時に大きな事故は発生していない。しかし、災害時には、地震の揺れや竜巻等、予測することのできない様々な要因により、事故が発生する可能性がある。 | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | |
| 列車の転覆や自動車の横転等 救助・捜索活動の遅延 | | 医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章 第6節 第3項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-8 公共交通網の充実 | 第4章 第3節 第1項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | |
|---|-----|----------------------------------|----------|-----------------------|
| リスク シナリオ | A-4 | 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 | 想定 災害 | 地震 風水害 竜巻 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時拠点施設の被災や情報通信の途絶やアクセス集中による機能低下により災害情報の収集機能が低下する。これにより、避難指示等に遅れが発生する。テレビ、ラジオ等からの情報の正確性が低下する。市民に重要な情報が届かず避難が遅れ、多くの要救助者・行方不明者が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の一部の棟は、耐震化が未実施であり、市役所や地区センター・分館等の被災や情報通信の不調により、情報収集機能が低下し、災害対応に遅延が発生する可能性がある。 | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | |
| 災害時拠点施設の直接被害 情報通信の途絶やアクセス集中による機能低下 情報の正確性の低下 避難指示等の情報の伝播遅延 | | 救助・捜索活動の遅延 事件事故対応の遅延 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計 実 第2節 第2項 |

事前に備える目標：B. 救助・救急・医療活動により人命を保護する

| | | | | | |
|--|-----|-----------------------|----------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | B-1 | 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の遅れ等により多数の要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索活動が大量に発生する。加えて、被災した消防・警察施設の復旧や火災の消火活動に人員を割くことが必要となる。救助・捜索活動を行う人員が不足し、救助・捜索活動が遅延する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防力を上回る火災や大規模な被害が発生した場合、消防装備や設備、消防職員の不足により、救助・捜索活動の遅延が発生する可能性がある。 災害により道路等が損壊・閉塞し、救急車両等の通行が妨げられ、救助・捜索活動の遅延が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 要救助者・行方不明者の発生 消防・警察施設の直接被害 火災の発生 道路の損壊・閉塞 | | | 消防需要の急激な増加 警察需要の急激な増加 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |

| | | | | | |
|--|-----|----------------------------|-------------------------------|----------|-----------|
| リスクシナリオ | B-2 | 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の被災により医療活動に必要な資源を喪失し、入院患者の診療確保に精一杯となり、地域の患者に医療を提供することができなくなる。患者搬送手段の不足等により、入院患者を被害の少ない医療機関に転院させることができなくなる。また、医薬品・衛生材料の喪失、上下水道の使用不能により、医療機関の衛生状態が悪化し、感染症発生の危険性が高まる。さらに、大量発生した負傷者が被災医療機関に治療を求めて集まってくる等して、医療機能が麻痺・停止する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山市・入間市・所沢市の三市で所沢地区病院群輪番制病院事業および小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施しており、夜間および休日昼間の二次救急医療体制の確保に努めているが、周産期医療および小児医療体制は不足している。 市内の大規模災害時には、被災による負傷者の大量発生や、避難所での感染症のまん延等により、医療体制が逼迫する恐れがあり、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 多数の死者・負傷者の発生 医療機関の直接被害 患者搬送手段の不足 医療機関の衛生状態の悪化 | | | 医療スタッフの疲弊 助けられるはずの命が失われる 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 3-6 保健事業の推進 | 第3章 第6節 第2項 |
| 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章 第6節 第3項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-4 感染症への備えの充実 | 第6章 第1節 第4項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|--|-----|------------------------------|--|----------|-----------|
| リスク シナリオ | B-3 | ライフラインの停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <p>・電気・ガス等の供給施設の被災等により、電気・ガス等の供給が停止する。上下水道施設が損壊し、水道水の供給や下水処理ができない状態となる。電気・ガス等で水を沸かして高温殺菌する等ができないため、食品や食器等の衛生状態が確保できなくなる。家屋の倒壊等による災害廃棄物の発生に伴い、有害物質を含む粉塵の飛散が継続する。これらの結果、地域の衛生状態が悪化して、感染症が大規模発生する危険性が高まる。</p> <p>○入間市での発生の可能性</p> <p>・市内の上下水道施設は、耐震化対策や、老朽化対策を行っている状況である。上下水道が被害を受けた場合、その復旧には長期間を要すると想定され、地域の衛生状態が悪化する可能性がある。</p> | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 電気・ガス等の供給停止 下水道等の汚水処理停止 上水道の給水停止 災害廃棄物の発生 | | | 避難所等の生活環境の悪化 応急対応行政需要の発生 感染症の大規模発生 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 3-6 保健事業の推進 | 第3章 第6節 第2項 |
| 4-4 上水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第3項 |
| 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第4項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |
| 6-4 感染症への備えの充実 | 第6章 第1節 第4項 |

事前に備える目標：C. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

| | | | | | |
|---|-----|----------------------------|--|----------|-----------|
| リスクシナリオ | C-1 | 線路・道路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、竜巻、土砂災害の発生により、道路・線路の損壊が発生する。沿線・沿道の建築物の倒壊により道路、線路が閉塞する。 ・大雪の発生により、道路・線路上に大量の雪が積もり、除雪できない状態となり、道路・線路が閉塞する。 ・地震の発生により停電し、非常用電源装置が整備されていない信号機はすべて滅灯する。車両が無秩序に走行し多重衝突事故が発生したり、沿道に放置された車両により、道路が通行できない状態が発生する。 ・洪水等により道路が水没し、通行ができない事態が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立川断層帯で想定されるような大規模な地震や竜巻、土砂災害が発生した場合には、この事態が発生する可能性がある。 ・洪水等による道路の水没や、降雪した雪を除雪できない等による道路・線路の閉塞の可能性もある。 ・市内には圏央道や国道 16 号などの基幹道路が通っており、自動車の走行台数も多く、多数の道路で通行障害が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 道路・線路の損壊 沿線・沿道の建築物の倒壊 信号機の停止 洪水抑制機能の低下 | | | 避難所等への物資搬送遅延 消火活動の遅延 応急対応行政需要の発生 捜索・救助活動の発生・遅延 事件事故対応の遅延 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-8 公共交通網の充実 | 第4章 第3節 第1項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|--------------------|---|----------|-----------|
| リスクシナリオ | C-2 | 旅客や物資の輸送が長期間停止する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路等が通行止めとなり、鉄道は、安全確認のため全面的に運行を停止する。鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生した区間については、通行・運行の再開のめどが立たず、旅客や物資が輸送できない事態が長期化する。 ・多数の市民が通勤・通学先で被災し、帰宅困難者となる。安否確認等の通信需要が大幅に増え、通信制限が行われ、家族との連絡が取れなくなる。家族が分断され、安否確認ができない状況が続く。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内には圏央道や国道16号などの基幹道路が通り、道路等が被害を受けた場合、この事態が発生する可能性がある。 ・市内には都心に直通する西武池袋線があり、都心へ通勤・通学するなど、昼間は市外へ移動する市民が多いため、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 鉄道・道路施設等の直接被害 道路・線路の閉塞等 情報通信の途絶、情報の正確性低下 | | | 物資の不足 経済活動の停滞 治安の悪化 応急対応の行政需要の発生 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-3 都市間連携の推進 | 第1章 第4節 第2項 |
| 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-8 公共交通網の充実 | 第4章 第3節 第1項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-7 防犯体制の充実 | 第6章 第3節 第4項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|--|-----|--|----------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | C-3 | 情報通信の途絶やアクセス集中による機能低下、 情報の正確性が低下する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話交換局・基地局の被災や、電柱の損壊、電話線の切断等、情報通信施設の直接被害により、通信ができなくなる。直接被害がない場合も、停電により、電話交換局や基地局に電気が供給されず、地区単位で情報通信が利用できなくなる。家族の安否確認等の通信需要が増加し、通信要求過多となり通信しにくくなる。これらにより、被害地区の情報を正確に伝達できない状況になったり、停電等によりテレビ、ラジオの放送も受信できず、必要な情報が入手できない状況になる。正しい情報が入手できず、根拠のない誤った情報が拡散してしまう。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の携帯電話契約数は全国第5位の740万件で、被災した場合、通信要求が大幅に増える可能性がある。情報通信施設の被災によりその要求を処理できず、情報通信の途絶やアクセス集中による機能低下の可能性もある。 県内のインターネット使用率は全国4位の85.7%である。防災行政用無線やテレビ、ラジオなどを通じて情報を発信できないと、正確な情報が伝わらず、インターネット上の情報が中心となり、誤った情報が拡散する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | | |
| 情報通信施設の直接被害 電気等の供給停止 | | 救助・捜索活動の遅延 金融機能の低下 事件事故対応の遅延 治安の悪化 家族の分断 等 | | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |

事前に備える目標：D. 必要不可欠な行政機能を確保する

| | | | | | |
|---|-----|------------------------------|--------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | D-1 | 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する 事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の安否確認などの通信需要が増加し、通信要求過多となり通信しにくくなり、情報の正確性の低下、情報の伝播遅延が発生する。家族と連絡が取れず、家族が分断される。物資が不足し、無人の家屋等での窃盗が発生する。警察も人命救出に優先的にあたることから、事件事故対応が遅延する。この結果、治安が悪化し、警察需要が大幅に増加する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、様々な社会的混乱の発生が予測される。また、市内に点在する空家は、災害時に犯罪の温床となる可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 情報の正確性低下・伝播遅延 家族の分断 物資の不足 窃盗被害の発生 救助・捜索活動の発生 事件・事故対応の遅延 | | | 世情不安 復旧・復興の遅れ 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |
| 6-7 防犯体制の充実 | 第6章 第3節 第4項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | |
|--|-----|----------------------------------|------|-----------------------|
| リスクシナリオ | D-2 | 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態 | 想定災害 | 地震 風水害 竜巻 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員に死傷者が発生し、業務を継続できず、行政機能が低下する。負傷者等の受入先確保を進める中で、被災病院入院患者の転院先の確保も必要となる。建築物の倒壊等により道路・線路が損壊・閉塞し、職員が帰庁できず、また、物資搬送に遅延が生じる。ライフラインの途絶などにより衛生状態を確保できなくなる。このような状態が複合的に起こり、応急対応のための行政需要が大量に発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎の一部の棟は、耐震化が未実施であり、市役所や地区センター・分館等の被災の可能性もある。また、道路・線路の損壊や閉塞により、通信や移動が制約され、業務が継続できなくなる等も予測され、この事態が発生する可能性がある。 | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | |
| 死者・負傷者等の発生 行政機能の低下 被災病院入院患者の転院搬送 道路・線路の損壊・閉塞 避難所等への物資搬送遅延 地域の衛生状態の悪化 | | 復旧・復興の遅れ 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|---------------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 1-3 都市間連携の推進 | 第1章 第4節 第2項 |
| 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-4 上水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第3項 |
| 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第4項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |
| 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-1 強靱な危機管理体制の整備 | 第6章 第1節 第1項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |
| 計-2 公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担 | 計実 第3節 第1項 |
| 計-3 多様な主体による協働の推進 | 計実 第3節 第2項 |
| 計-4 人材育成の推進 | 計実 第5節 第2項 |

事前に備える目標：E.生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

| | | | | | |
|--|-----|-------------------------|----------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | E-1 | 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道の施設が被災し、通行・運行の再開のめどが立たない区間が発生し、物資の輸送ができない状態になる。帰宅困難者が多数発生し、一時避難所等にあふれる。備蓄品が底をつくが、物資が届かず、食料や日用品等生活に必要な物資が不足する。移動・輸送のための燃料も不足する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づき食料等の備蓄を行うとともに、民間企業と協定を結び、食料等の確保に努めているが、大規模災害発生時には、物資の需要が大量発生し、供給が追いつかない可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 道路・線路の損壊・閉塞 物資輸送の停止 帰宅困難者の発生 | | | 窃盗被害の発生、治安の悪化 経済活動の停滞 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 1-3 都市間連携の推進 | 第1章 第4節 第2項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-6 市民相談の推進 | 第6章 第3節 第1項 |

| | | | | | |
|--|-----|--|----------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | E-2 | 電気・ガス等のエネルギー供給の停止や、上下水道が 利用できない状態が長期化する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所・送配電設備が被災し、多数の施設・家屋で停電が発生する。 ・都市ガス、LPガスを供給する施設が被災し、ガスが供給できなくなる。 ・有害物質等が河川に流出し、長期にわたって浄水場の取水ができなくなる。 ・水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送配水機能を喪失し、長期にわたって送配水できなくなる。 ・下水道管路施設が破損し、汚水を流せない状況となる。また、終末処理場の破損や電気の供給停止により施設は機能を失い、汚水処理ができなくなり、汚水は管路施設内に滞留する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の使用電力量、都市ガス販売量、LPガス販売量は全国上位である。本市においても、電気やガス等の関連施設や設備に甚大な被害が発生した場合、その影響は大きく、災害対応や復旧の遅れにつながる可能性がある。 ・水道施設は、耐震化対策や老朽化対策を行っているが、過去に布設した管路が更新時期を迎えている状況である。また、河川の水質悪化等、水道施設以外が原因で送配水できなくなる場合もある。そのため、災害時にはこの事態が発生する可能性がある。 ・下水道管路施設においても耐震化対策や老朽化対策を行っているが、災害時にはこの事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | | |
| 電気・ガス等の供給施設の直接被害 電気・ガス等の供給停止 上水道施設の直接被害 下水道施設の直接被害 河川水質等の悪化 | | 上下水道の機能停止 衛生状態の悪化 生活機能の低下 医療機能の低下 情報通信の途絶 信号機の停止 農業・産業の生産力の低下 消火活動用の用水の不足 等 | | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-4 上水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第3項 |
| 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第4項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|--|-----|---------------------------------|-------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | E-3 | 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <p>・多数の死者・負傷者・帰宅困難者や、保育施設・学童保育室の被災等により児童を預けられない親が発生し、平常時に想定していた地域活動の担い手が不足する。電気・ガス等の供給や上下水道が停止し、生活に必要な機能が低下して、衛生状態も悪化する。これにより、避難所等の生活環境が悪化する。</p> <p>○入間市での発生の可能性</p> <p>・災害時の地域活動のため 119 の自主防災会とともに、市内全地域が参加する防災訓練を実施している。また、平常時より自主防犯活動団体が防犯活動を行っている。一方、本市は都心に通勤・通学する市民も多く、災害の規模・発生時間帯によっては地域活動の担い手が地域に戻ることができず、この事態が発生する可能性がある。</p> | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 多数の死者・負傷者の発生 帰宅困難者の発生 衛生状態の悪化 生活機能の低下 | | | 広域避難者の発生 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|---------------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-1 女性の活躍の推進 | 第1章 第2節 第2項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 1-3 都市間連携の推進 | 第1章 第4節 第2項 |
| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 |
| 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | 第3章 第3節 第4項 |
| 3-5 生活支援の推進 | 第3章 第5節 第2項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-7 防犯体制の充実 | 第6章 第3節 第4項 |
| 計-2 公共サービスの提供における市民(民間)と行政の役割分担 | 計 実 第3節 第1項 |

| | | | | | |
|--|-----|---|----------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | E-4 | 保育所や学校等が再開されず、子どもの守られる環境 や育つ環境が悪化する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や学校施設等が被災することにより、また、災害時において小・中学校等が避難所として使用されることで、授業等の再開に遅れが生じる。 ・交通機関の混乱等により、通学できなくなる。 ・市外で働く家族が帰宅困難となり、子どもを保護する者が不在となる。 ・多数の死者・負傷者・帰宅困難者や児童を預けられない親が発生する。 ・一方で、勤務先の休業や交通機関の混乱等により、親が在宅する期間が長期化するとともに、家計における経済的不安等により親に過度なストレスが生じ、それが子どもへの虐待につながる。 ・集団生活を余儀なくされる避難所においては、体を動かして遊ぶなど、子どもの成長や発達に必要な活動が制限される。 ・生活環境の変化や学校に通学できない状況が続く、子どもたちに過度なストレスが生じる。 ・子どもが、災害等に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けることで、その後の成長や発達に大きな障害が生じる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の耐震化については鋭意推進しているところであるが、大規模自然災害による施設の損壊や屋内における設備・備品等の被害、ライフライン等の停止により授業等の再開に遅れが生じる可能性がある。 ・本市では都心に通勤する市民も多いことから、保護者が帰宅できずに子どもだけが自宅に残る事態が生じうる。一方で、勤務先に行けないことによる在宅期間の増加、ストレスの冗長により、それが子どもへの虐待につながる恐れがある。 ・交通機関の混乱等により、通学できなくなる子どもが生じる可能性がある。 ・通学ができない状況が長期間にわたる場合は、その両親等が子どもを保護する必要により通勤や復旧活動への参加ができなくなり、地域における担い手不足や労働力の減少につながる可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | この後に起こり得る事態 | | | |
| 建築物の損壊 設備・備品等の転倒・散乱 鉄道・道路施設等の直接被害 帰宅困難者の発生 家族の分断 多数の死者・負傷者の発生 | | 学習の遅れ 子どもの過度なストレス・PTSDの発症 地域活動の担い手、労働力の減少 等 | | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 2-1 学校教育体制及び学習環境の充実 | 第2章 第2節 第1項 |
| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 |
| 3-2 児童援護の推進 | 第3章 第3節 第2項 |
| 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | 第3章 第3節 第4項 |
| 3-4 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 | 第3章 第3節 第5項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |

事前に備える目標：F. 経済活動を機能不全に陥らせない

| | | | | | |
|---|-----|---------------------------|--|----------|-----------|
| リスクシナリオ | F-1 | 産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態 | 想定災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地が流出・冠水により破損し、農業基盤施設・パイプハウス等の農業用施設が損壊する。災害発生時に生育していた農作物が収穫できなくなる。生産が継続できなくなり、農業生産力が大幅に低下する。 ・生産設備や廃棄物処理施設等が破損し、操業が停止する。設備が破損しなかった工場においても、材料が届かず営業を再開できない状況が継続する。営業が再開できる状態となっても、旅客の輸送停止により、従業員が通勤に時間を要するため、短時間の操業・営業となり、生産力が大幅に低下する。 ・停電等による情報通信の途絶等により、金融機関の多くの店舗が営業を継続できない状態となる。生活必需品の購入や当座の現金確保のための現金需要が高まるが、預金の払い戻しができない状態となる。企業間の資金決済が滞り、経営状態に関係のない倒産が発生する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では農地が市域の2割を占めており、大規模災害が発生した場合には、この事態が発生する可能性がある。 ・入間市駅周辺を商業の中心、武蔵工業団地・狭山台工業団地等を工業の中心として、それぞれ拠点を成している。大規模災害が発生した場合には多数の事業所が影響を受け、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 農林業・産業施設の直接被害 物資、旅客の輸送停止 電気等の供給停止 廃棄物処理施設等の関連施設の停止 情報通信の途絶 | | | 不作付農地の大幅増加 家畜伝染病の発生 窃盗被害の発生 治安の悪化 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |
| 5-1 農業基盤の強化推進 | 第5章 第1節 第1項 |
| 5-2 企業誘致の推進 | 第5章 第2節 第2項 |
| 5-3 雇用・就労の促進 | 第5章 第2節 第4項 |
| 5-4 経営基盤強化および生産性向上に対する支援の推進 | 第5章 第2節 第5項 |
| 6-6 市民相談の推進 | 第6章 第3節 第1項 |

事前に備える目標：G. 二次災害を発生させない

| | | | | | |
|--|-----|-------------------------|------------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | G-1 | 消防力の低下等により、大規模延焼が発生する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防施設も被災し、消防が機能不全となり、市街地の各所で火災が発生する。道路の損壊・閉塞により、消防車両の現場への到着に時間を要する状態となる。現場に到着しても、上水道の断水等のため十分な消火活動ができない。この結果、大規模延焼が発生する危険性が高まる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員は本来の仕事を持っており、また被用者の割合が年々増加していることから、災害の発生時間帯によっては消防団員が集まらない状況が考えられることや、強風等による悪条件が重なった場合には、初期消火ができずこの事態が発生する可能性がある。 消防施設の被災や、道路の損壊・閉塞、上水道の断水等の発生により、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 火災の発生 消防施設の直接被害 道路の損壊・閉塞 消火活動用の用水の不足 消火活動の遅延 | | | 多数の死者・負傷者の発生 消防需要の急激な増加 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-6 公園の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第5項 |
| 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|------------------|--|----------|-----------|
| リスク シナリオ | G-2 | 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震により、堤防や水門等の河川管理施設が損壊し、河川の水の流出を抑制する機能が大幅に低下して、後の洪水被害発生の危険性が高まる。 ・長時間にわたる大雨により、河川が増水し、堤防が決壊するほどまで洪水抑制機能が低下し、後の洪水被害発生の危険性が高まる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水施設等の整備を計画的に進めているが、河川に流れ込む雨水が集中することにより、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 河川管理施設の直接被害 | | | 要救助者・行方不明者の発生 死者・負傷者の発生 線路・道路の不通の発生 家財等の財産の流出 災害廃棄物の発生 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-12 自然環境の保全と活用 | 第4章 第4節 第1項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|--|-----|------------------|-------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | G-3 | 危険物・有害物質等が流出する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場や事業所等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊する。危険物・有害物質が流出し、二次災害発生危険性が高まる。 <p>○入間市での発生可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では工業が盛んであり、大規模災害が発生した場合には、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 農林業・産業施設の直接被害 | | | 火災の発生 河川水質等自然環境の悪化 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 |

事前に備える目標：H. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

| | | | | | |
|--|-----|------------------------|--------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の倒壊や流出、農林業施設や産業施設の損壊等により、災害廃棄物が大量に発生し、処理が追い付かない状態となる。一時的に保管する仮置き場の設置も間に合わず、廃棄物があふれる状態となる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内では年間約 4 万 6 千トン程度の廃棄物が排出・処理されている。地震時等の災害時には、約 26 万 5 千トンの災害廃棄物の発生が予測されており（入間市一般廃棄物処理基本計画、入間市災害廃棄物処理計画より）、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 建築物の倒壊・流出 農林業施設や産業施設の損壊 災害廃棄物の大量発生 | | | 衛生状態の悪化 応急対応行政需要の発生 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-6 公園の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第5項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-10 ごみの適正処理、循環型社会の推進 | 第4章 第3節 第3項 |
| 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|-------------------------------------|----------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-2 | 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大 幅に遅れる事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の道路施設や水道施設等の基盤インフラに想定以上の負荷がかかり、崩壊する。一方、災害による負荷は想定内であった一部の基盤インフラも、老朽化やメンテナンス不足で崩壊する。他のインフラ等の復旧を行うために、基盤インフラの復旧を先行することが必要となり、復旧・復興が遅れる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路施設等の基盤インフラの整備や修繕を進めているが、大規模災害発生時には道路や橋梁、上下水道施設、電気、ガス等の基盤インフラが損壊し、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 基盤インフラの崩壊 | | | 各種インフラ等の機能低下 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 |
| 4-4 上水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第3項 |
| 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第4項 |
| 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 |
| 4-8 公共交通網の充実 | 第4章 第3節 第1項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|--|-----|---|-------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-3 | 土地利用の混乱に伴い境界情報が不明確になり、復興 事業に着手できない事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ等が損壊、崩壊し、平常時の利用区画の範囲外にもがれき等が散乱する。復旧のため、がれき等が農地などの空間に移され、土地利用が混乱する。この混乱の中、土地の境界が不明瞭になる。これにより、復興の計画を決めることができず、復興事業に着手できない状態となる。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに都市防災に関する方針を位置付けているものの、市の地籍調査は現在休止中であり、進捗率は77%となっている（国土交通省地籍調査Webサイトより）。そのため、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| インフラ等の直接被害 土地利用の混乱 土地の境界情報の消失 | | | 復興の遅れ 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 |
| 4-2 市街地の整備 | 第4章 第2節 第1項 |
| 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 |
| 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|----------------------|-------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-4 | 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部の大規模崩壊等により、農地や山林が大きな被害を受け、荒廃する。降雨等により表土の流出、浸食が進行し、新たな崩壊を引き起こす。 ・農地・農業用施設の被災や土地利用の混乱、経済活動の停滞により、営農の継続が困難となる農家が多数発生し、耕作放棄地が増え、農地の荒廃が進展する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手が減少する中、農地や山林が大きな被害を受けた場合、この事態が発生する可能性がある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 農地・農業用施設の直接被害 土地利用の混乱 経済活動の停滞 | | | 農業などの衰退 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-----------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 4-12 自然環境の保全と活用 | 第4章 第4節 第1項 |
| 5-1 農業基盤の強化推進 | 第5章 第1節 第1項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|-------------------------------|-------------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-5 | 労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる 事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <p>・多数の死者・負傷者・帰宅困難者や、保育施設・学童保育室の被災等により児童を預けられない親が発生し、復旧を担う人材が不足する。避難所等の生活環境の悪化等により市外へ広域避難することとなり、さらに人材が流出し、地域の労働力が減少する。これにより、必要な復旧工事の実施に時間を要し、工事の進捗が大幅に遅れる。</p> <p>○入間市での発生の可能性</p> <p>・市内では多数の死者・負傷者が発生するような災害は近年発生していない。しかし、埼玉県地震被害想定調査では、立川断層帯地震が発生した場合、約700人の死者・負傷者が発生すると予測されている。また、都心へ通勤・通学する市民も多く、通勤・通学先や移動中に被災し、帰宅困難となることも予測されることから、この事態が発生する可能性がある。</p> | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 多数の死者・負傷者の発生 広域避難者の発生 帰宅困難者の発生 地域の労働力の減少 大量の復旧工事の発生 | | | 生活レベル回復の更なる遅延 復興事業の着手の遅れ 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|---------------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 |
| 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | 第3章 第3節 第4項 |
| 5-3 雇用・就労の促進 | 第5章 第2節 第4項 |
| 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 |
| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計 実 第2節 第2項 |
| 計-2 公共サービスの提供における市民(民間)と行政の役割分担 | 計 実 第3節 第1項 |

第3章 脆弱性評価の結果

| | | | | | |
|---|-----|---|-----------------------------|----------|-----------|
| リスク シナリオ | H-6 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失が発生する事態 | 想定 災害 | 地震 竜巻 | 風水害 大雪 |
| 事態の具体的状況・発生の可能性 | | | | | |
| <p>○具体的状況の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に文化財の落下や転倒による破損が発生する。文化財が浸水し、汚損する。 <p>○入間市での発生の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種文化財や収蔵物の中には、災害発生時に保管や保全状況から破損や汚損の恐れがある。 | | | | | |
| 事態の要因 | | | この後に起こり得る事態 | | |
| 文化財の落下・転倒 文化財の浸水被害 | | | 有形・無形文化財を継承できない 文化財の衰退 等 | | |



| この事態を発生回避・被害軽減するための方策 | |
|-------------------------------|-----------------|
| 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 |
| 2-3 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援 | 第2章 第3節 第4項 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

1. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について、施策分野を設定する。施策分野を設定することで、本計画を体系的に整理するとともに、リスクシナリオへの対策が施策分野ごとに適切に講じられているかを確認し、強靱化に関する施策・事業の担当部署を明確にする。

本計画は、上位計画と調和した市の地域強靱化の計画であり、計画に基づく取り組みを市のまちづくりと併せて推進するため、総合計画と整合を図ることが重要と考える。そのため、本計画では、まちづくりに係る市の施策と整合させるため、施策分野を総合計画の施策体系と一致させ、以下のとおり施策分野を設定した。

1. つながりを大切にしたまちづくり
 2. 学びあいのまちづくり
 3. ささえあいのまちづくり
 4. 住みやすく緑豊かなまちづくり
 5. 活気に満ちたまちづくり
 6. 安全で安心してくらせるまちづくり
- 計 計画の実現に向けて

なお、県の地域計画では、県の強靱化を実効性あるものとするために、「住民と最も深い関わりを持つ市町村においても、大規模自然災害のリスク等を直視して、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた地域強靱化の取組を主体的に行うことが求められる」とされている。また、強靱化を推進するうえで16の施策分野を設定し、市町村を含む行政機関に対して、すべての施策分野において「中心となった取組を行う、又は取組を期待する主体」として挙げている。

本計画で設定した施策分野と県の地域計画における施策分野の対応関係を表 8に整理した。

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

表 8 本計画の施策分野と県の地域計画との関係

| 本計画施策分野 | 県計画施策分野 | |
|-----------------------------|---------|--------------------|
| 1. つながり大切に したまちづくり | 1 | 行政機能 |
| | 15 | 地域づくり・リスクコミュニケーション |
| 2. 学びあいの まちづくり | 12 | 教育 |
| 3. ささえあいの まちづくり | 1 | 行政機能 |
| | 3 | 保健医療 |
| | 4 | 福祉 |
| 4. 住みやすく 緑豊かな まちづくり | 1 | 行政機能 |
| | 2 | 住宅・都市 |
| | 3 | 保健医療 |
| | 5 | エネルギー |
| | 8 | 交通 |
| | 9 | 農業 |
| | 10 | 県土保全 |
| | 11 | ライフライン |
| | 13 | 土地利用 |
| | 14 | 環境 |
| 5. 活気に満ちた まちづくり | 7 | 産業 |
| | 9 | 農業 |
| 6. 安全で安心して くらせる まちづくり | 1 | 行政機能 |
| | 2 | 住宅・都市 |
| | 3 | 保健医療 |
| | 4 | 福祉 |
| | 6 | 情報通信 |
| | 10 | 県土保全 |
| | 12 | 教育 |
| 計 計画の実現に向けて | 1 | 行政機能 |
| | 15 | 地域づくり・リスクコミュニケーション |
| | 16 | 老朽化対策 |

2. 施策分野ごとの取組の方向性

本市の強靱化を推進する施策を表9のとおり整理した。施策の整理にあたっては、総合計画との調和・整合を図るため、総合計画の施策体系と一致させている。

施策分野ごとの市の取組の方向性は、次に示す通りである。

なお、各施策の取組における具体の関連事業については別に定め、定期的に整理・把握することで、施策の推進を図ることとする。

表9 強靱化を推進する施策

| 施策分野 | 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 | 担当課 |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------------|
| 1. つながり を大切に したまち づくり | 1-1 女性の活躍の推進 | 第1章 第2節 第2項 | 人権推進課 デジタル行政推進課 |
| | 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章 第3節 第1項 | 地域振興課 |
| | 1-3 都市間連携の推進 | 第1章 第4節 第2項 | 危機管理課 企画課 |
| 2. 学びあ いのまち づくり | 2-1 学校教育体制及び学習環境の充実 | 第2章 第2節 第1項 | 学校教育課 |
| | 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章 第2節 第2項 | 学校教育課 |
| | 2-3 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援 | 第2章 第3節 第4項 | 博物館 |
| 3. ささえ あいの まちづく り | 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章 第3節 第1項 | 保育幼稚園課 学校教育課 |
| | 3-2 児童援護の推進 | 第3章 第3節 第2項 | こども支援課 学校教育課 |
| | 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | 第3章 第3節 第4項 | こども支援課 保育幼稚園課 青少年課 |
| | 3-4 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 | 第3章 第3節 第5項 | こども支援課 地域保健課 |
| | 3-5 生活支援の推進 | 第3章 第4節 第2項 | 高齢者支援課 |
| | | 第3章 第5節 第2項 | 障害者支援課 |
| | 3-6 保健事業の推進 | 第3章 第6節 第2項 | 健康管理課 地域保健課 |
| 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章 第6節 第3項 | 健康管理課 | |
| 4. 住みや すく緑 豊かな まちづく り | 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章 第1節 第1項 | 都市計画課 |
| | 4-2 市街地の整備 | 第4章 第2節 第1項 | 区画整理課 |
| | 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第2項 | 道路整備課 道路管理課 開発建築課 |
| | | 第4章 第2節 第3項 | 水道施設課 |
| | 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第4項 | 下水道施設課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 施策分野 | 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 | 担当課 |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------|-------------------------|
| 4. 住みやすく 緑豊かなまち づくり | 4-6 公園の整備と維持管理 | 第4章 第2節 第5項 | 都市計画課 |
| | 4-7 災害への対応 | 第4章 第2節 第6項 | 道路整備課 道路管理課 開発建築課 |
| | 4-8 公共交通網の充実 | 第4章 第3節 第1項 | 都市計画課 |
| | 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章 第3節 第2項 | エコ・クリーン政策課 生活環境課 |
| | 4-10 ごみの適正処理、循環型社会の推進 | 第4章 第3節 第3項 | 総合クリーンセンター |
| | 4-11 住宅対策の推進 | 第4章 第3節 第4項 | 都市計画課 |
| | 4-12 自然環境の保全と活用 | 第4章 第4節 第1項 | 都市計画課 農業振興課 |
| | 4-13 緑の保全と創出 | 第4章 第4節 第3項 | 都市計画課 |
| 5. 活気に満ちた まちづくり | 5-1 農業基盤の強化推進 | 第5章 第1節 第1項 | 農業振興課 |
| | 5-2 企業誘致の推進 | 第5章 第2節 第2項 | 商工観光課 |
| | 5-3 雇用・就労の促進 | 第5章 第2節 第4項 | 商工観光課 |
| | 5-4 経営基盤強化および生産性向上に対する支援の推進 | 第5章 第2節 第5項 | 商工観光課 |
| 6. 安全で安心して くらしを まちづくり | 6-1 強靱な危機管理体制の整備 | 第6章 第1節 第1項 | 危機管理課 |
| | 6-2 災害への備えの充実 | 第6章 第1節 第2項 | 危機管理課 |
| | 6-3 消防体制の充実 | 第6章 第1節 第3項 | 危機管理課 |
| | 6-4 感染症への備えの充実 | 第6章 第1節 第4項 | 危機管理課 健康管理課 地域保健課 |
| | 6-5 空家等対策の推進 | 第6章 第1節 第6項 | 都市計画課 |
| | 6-6 市民相談の推進 | 第6章 第3節 第1項 | 人権推進課 地域振興課 福祉総務課 |
| | 6-7 防犯体制の充実 | 第6章 第3節 第4項 | 交通防犯課 |
| 計画の実現に 向けて (行財政運営 の指針) | 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節 第2項 | 公共施設マネジメント推進課 施設所管課 |
| | 計-2 公共サービスの提供における市民(民間)と行政の役割分担 | 計実 第3節 第1項 | デジタル行政推進課 福祉総務課 |
| | 計-3 多様な主体による協働の推進 | 計実 第3節 第2項 | 地域振興課 |
| | 計-4 人材育成の推進 | 計実 第5節 第2項 | 人事課 |

■施策分野1 つながり大切にしまちづくり

| 1-1 女性の活躍の推進 | | 第1章第2節第2項 |
|---|-----------------|-----------|
| 担当課 | 人権推進課、デジタル行政推進課 | |
| リスクシナリオ | E-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市部への通勤・通学による災害時の帰宅困難等、災害時に災害対応の担い手が不足することが予想される。また、災害時には、女性・子ども、高齢者、障害者等の災害弱者と呼ばれる人たちが不利益な立場に置かれる場合がある。地域の方々の多様なニーズに対応するため、女性の視点を取り入れた避難所運営や備蓄品等の備えが重要である。 ・社会生活の様々な場面における意思決定の場へのさらなる女性の参画が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職場、地域団体、市の審議会などにおける意思決定の場への女性の参画を推進する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 意識啓発事業 | | 人権推進課 |
| 女性再就職・キャリアアップ支援事業 | | 人権推進課 |
| 女性就労情報提供・支援事業 | | 人権推進課 |

| 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | | 第1章第3節第1項 |
|---|--|-----------|
| 担当課 | 地域振興課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, A-4, B-1, D-2, E-1, E-3, G-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・区長会がコミュニティ活動の中心となっているが、自治会への加入率は減少傾向にあり、会員の高齢化に伴い、役員の担い手不足などの問題が生じている。自治会・区長会とNPO※¹法人などの市民活動団体とのつながりは希薄なところがあり、また、将来のまちづくりの担い手である子どもたちがコミュニティ活動に参加したり、意見を表明したりする機会があまり多くはない。 ・地域の災害対応力を高めるため、地域コミュニティを維持する必要がある。 ・コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所は老朽化が進んでいるところがある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・区長会、NPO法人などの市民活動団体、地域の各種団体、子ども等と一緒に、多様化する地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組み、自治会への加入促進、活動保険の補助など自治会活動への支援を行う。 ・老朽化が進む活動拠点の整備を支援する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 集会所等建設費補助事業 | | 地域振興課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 1-3 都市間連携の推進 | | 第1章第4節第2項 |
|---|--------------------|-----------|
| 担当課 | 危機管理課、企画課 | |
| リスクシナリオ | C-2, D-2, E-1, E-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・大規模災害の発生時に、災害応急対策や復旧活動が迅速に実施できるよう、他の自治体と防災に関する協定を締結している。また、関係機関、民間企業各社などとも防災に関する協定を締結している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・新たな都市との連携について、さまざまな可能性を検討し、活用に向けて取り組み、防災の都市間連携を拡充する。 | | |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

■施策分野2 学びあいのまちづくり

| 2-1 学校教育体制及び学習環境の充実 | | 第2章第2節第1項 |
|---|-------|-----------|
| 担当課 | 学校教育課 | |
| リスクシナリオ | E-4 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設で児童・生徒が安全・安心に過ごすために、施設の適切な維持管理等が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の適正管理を行い、施設の安全性を確保する。 ・ 学校施設の防災・減災対策を推進する。 ・ 学校での防災教育を推進する。 | | |

| 2-2 学校教育内容の充実 | | 第2章第2節第2項 |
|--|-------------------------|-----------|
| 担当課 | 学校教育課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, B-1, C-2, D-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害はいつ起こるかわからず、通学時や放課後等、保護者や学校教職員の目の届かないところで災害にあった場合には、生徒・児童が自分で判断し、命を守る対応をする必要がある。 ・ 自分の命は自分で守るための資質や能力を身につけさせる必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・防災教育の充実に取り組む。 | | |

| 2-3 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援 | | 第2章第3節第4項 |
|---|-----|-----------|
| 担当課 | 博物館 | |
| リスクシナリオ | H-6 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により文化財が被災し、失われる恐れがある。 ・ 市内の貴重な文化財および伝統文化を未来へ継承するために、市内の貴重な文化財を災害から守るため、十分な対策を講じる必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財など、貴重な文化財の保存と活用に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 「旧石川組製糸西洋館」保存活用事業 | | 博物館 |
| 歴史的建造物整備事業 | | 博物館 |

■施策分野3 ささえあいのまちづくり

| 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | | 第3章第3節第1項 |
|--|-------------------------|-----------|
| 担当課 | 保育幼稚園課、学校教育課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, E-3, E-4, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設で預かる子どもたちが安全・安心に過ごすために、施設の適切な維持管理等が必要である。 ・ 災害時においても保護者の安定した就労の確保を図るため、平時から子育て世代が安心して子育てと就労を両立できるような支援が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の適正管理を行い、施設の安全性を確保する。 ・ 保育施設の防災・減災対策を推進する。 ・ 公立保育所での日常的な避難訓練、引き渡し訓練を実施する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 市立保育所維持管理事業 | | 保育幼稚園課 |

| 3-2 児童援護の推進 | | 第3章第3節第2項 |
|---|--------------|-----------|
| 担当課 | こども支援課、学校教育課 | |
| リスクシナリオ | E-4 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て環境の変化に伴う不安や孤立感を抱える家庭が増えているなか、災害時には勤務先の休業等による経済的不安が高まる事等により、それが子どもたちへの虐待につながる懸念される。 ・ 災害時にあっても子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、子育て中の家庭の経済的不安を軽減するための支援が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭総合支援拠点において、関係機関との連携強化、円滑な情報交換や情報共有、児童虐待の早期発見・早期対応、児童虐待に対する啓発活動の実施、民生委員・児童委員との連携による見守りの推進など、平時、災害時における児童虐待の防止対策を推進する。 | | |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 3-3 子育て支援および子育て支援の充実 | | 第3章第3節第4項 |
|---|--------------------|-----------|
| 担当課 | こども支援課、保育幼稚園課、青少年課 | |
| リスクシナリオ | A-1, E-3, E-4, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に救助活動を円滑に行えるよう、子育て支援等を通じて、平時から地域住民同士の関わりを確保する必要がある。災害時の円滑な避難所運営や災害後の迅速な復旧復興等の観点からも、子育て支援が必要である。 ・ 学童保育室で預かる子どもたちが安全・安心に過ごすために、施設の適切な維持管理等が必要である。 ・ 災害時においても保護者の安定した就労の確保を図るため、平時から子育て世代が安心して子育てと就労を両立できるような支援が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭にとって身近な地域子育て支援拠点において、利用者支援事業などを併せて実施する多機能化に取り組み、地域における総合的な子育て支援拠点としての整備を図る。 ・ 学童保育室の適正管理を行い、施設の安全性を確保する。 ・ 学童保育室での日常的な避難訓練、引き渡し訓練を実施する。 ・ 児童福祉施設の整備を行い、施設の安全性を確保する。 ・ 地域活動の担い手不足解消に向けた、一時預かり事業及び病後児保育事業の充実を図る。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| ファミリー・サポート・センター利用料助成 | | こども支援課 |
| 子育て支援拠点事業 | | こども支援課 |
| 学童保育室運営事業 | | 青少年課 |
| 児童センター維持管理事業 | | 青少年課 |
| 児童センター運営事業（指定管理費） | | 青少年課 |

| 3-4 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 | | 第3章第3節第5項 |
|--|--------------|-----------|
| 担当課 | こども支援課、地域保健課 | |
| リスクシナリオ | E-4 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において医療・保健体制がひっ迫し、劣悪な環境下にあっても、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援できる体制・環境の整備、妊産婦の不安感の解消や母体の休養等、産前産後のケアが必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センター（いるティーきっず とよおか・ふじさわ）を軸として、妊娠・出産に関する相談・情報提供、保育施設等の情報提供等、災害時においても切れ目ないサポートが実施できるような体制等の整備を推進する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 産前産後支援事業 | | こども支援課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 3-5 生活支援の推進 | | 第3章第4節第2項 | 第3章第5節第2項 |
|---|---------------|-----------|-----------|
| 担当課 | 高齢者支援課、障害者支援課 | | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, E-3 | | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害では、高齢者や障害者が多く犠牲になっている。 ・福祉避難所^{※2}を設置するなど災害時における支援体制の整備を進めている。 ・災害等緊急時における支援体制の整備を進める必要がある。 | | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所等との福祉避難所^{※2}設置運営に関する協定締結等、福祉避難所^{※2}の設置拡大などに取り組み、災害等緊急時の支援体制の整備に取り組む。 ・災害等緊急時の支援体制の整備を進め、避難行動要支援者^{※3}の支援体制整備に取り組む。 | | | |

| 3-6 保健事業の推進 | | 第3章第6節第2項 | |
|---|-------------|-----------|--|
| 担当課 | 健康管理課、地域保健課 | | |
| リスクシナリオ | B-2, B-3 | | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、ライフラインの途絶による衛生環境の悪化や避難所での集団感染の恐れがある。 ・感染症防止のため、予防接種法等に基づく予防接種を実施している。 | | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、感染症防止のため、予防接種法等に基づく予防接種を実施する。 | | | |

| 3-7 医療受診体制の充実 | | 第3章第6節第3項 |
|---|--------------------|-----------|
| 担当課 | 健康管理課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, A-3, B-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会の協力のもと夜間診療所の運営、休日昼間の休日当番病院事業（外科・内科）により軽症の救急患者を受け入れる初期救急医療を実施している。また、狭山市と協同で一週間を通して夜間の初期救急医療体制を確保している。さらに、狭山市・入間市・所沢市の三市で、所沢地区病院群輪番制病院事業および小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施しており、夜間および休日昼間の二次救急医療体制の確保に努めている。しかし、産婦人科および小児専門医は減少しており、妊娠・出産の時期から小児までの医療体制は不足している。 ・ 災害時においても地域医療体制が維持、確保できるよう努めていく必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療体制の充実のため、夜間診療所、休日当番医事業の運営、所沢地区病院群輪番制病院事業、小児科救急医療病院群輪番制事業の運営などに取り組む。また、小児科専門医の誘致や小児科入院施設・周産期医療の拡充を図る。 | | |

■施策分野4 住みやすく緑豊かなまちづくり

| | | |
|--|---|------------------|
| 4-1 土地利用計画の策定と推進 | | 第4章第1節第1項 |
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | A-1, B-1, C-1, C-2, D-2, G-1, G-2, H-1, H-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化や土地利用の変化に対応して平成31年に都市計画マスタープランの改定を行い、「災害に強いまち」をまちづくりの目標として挙げ、取り組んでいる。また、市街化区域^{※4}内の都市整備として施行している2箇所の土地区画整理事業に取り組んでいる。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを図るとともに、市街化区域と市街化調整区域^{※5}の区分や用途地域の見直し、集約型都市構造^{※6}の構築などについて検討する。 | | |

| | | |
|---|-------|------------------|
| 4-2 市街地の整備 | | 第4章第2節第1項 |
| 担当課 | 区画整理課 | |
| リスクシナリオ | H-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、インフラ等の崩壊で、土地利用の混乱や土地の境界情報の消失が懸念される。 ・これまでに11の土地区画整理事業を実施して、地域の特性にあった市街地の整備を進めてきており、現在も入間市駅北口および扇台において土地区画整理事業を施行している。土地区画整理予定区域の一部については、長期間未着手の区域が存在する。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施行中の土地区画整理事業の推進に取り組む。また、長期未着手地区の整備方針の見直しや新たな区画整理事業の調査研究に着手する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 入間市駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金 | | 区画整理課 |
| 扇台土地区画整理事業特別会計繰出金 | | 区画整理課 |
| 水道工事負担金 | | 区画整理課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | | 第4章第2節第2項 |
|--|---|------------|
| 担当課 | 道路整備課、道路管理課、開発建築課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, A-3, A-4, B-1, B-2, C-1, C-2, D-2, E-1, F-1, H-1, H-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市道実延長は約698km（令和3年4月末現在）あり、舗装率は約72%となっている。都市計画道路や幹線道路の整備には、用地の確保や工事に多額の費用が必要とされるため、整備が長期化する傾向にある。また、未舗装の道路や経年劣化により傷みの激しい舗装道路の整備に対して市民からの要望も寄せられている。さらに、近年増加している集中豪雨等により道路の冠水や水溜りの発生箇所が増えているほか、橋梁の中には、築造から長期間経過しているものもある。 災害による道路や橋梁の損壊が、避難や救助の遅れや災害復旧の妨げとならないよう対策を行う必要がある。 限られた財源の中でこれらに効率的に対応するため、舗装補修計画や橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に補修を進めている。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域の円滑な交通を確保するため、都市計画道路や幹線道路の整備に取り組む。また、道路の危険箇所の早期発見および舗装補修計画に基づく補修工事、街路樹の維持管理、道路の清掃等を住民や関係団体と連携しながら実施し、安全で快適な道路環境の維持に取り組む。 橋梁については、定期的な点検やパトロールにより橋梁の損傷状態を把握し、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕および補強工事などに取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 市道整備事業 | | 道路整備課 |
| 排水整備事業 | | 道路整備課 |
| 4m拡幅整備事業 | | 道路整備課 |
| 安川新道線整備事業 | | 道路整備課 |
| 上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業 | | 道路整備課 |
| 道路等維持管理事業 | | 道路整備課 |
| 道路舗装補修事業 | | 道路整備課 |
| 道路等緊急補修事業 | | 道路整備課 |
| 道路ストック調査点検事業 | | 道路整備課 |
| 橋りょう補修事業 | | 道路整備課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 4-4 上水道の整備と維持管理 | | 第4章第2節第3項 |
|--|--------------------|-----------|
| 担当課 | 水道施設課 | |
| リスクシナリオ | B-3, D-2, E-2, H-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した水道施設の更新や耐震化等を計画的に進めていく必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「入間市新水道ビジョン」に基づき、水道施設の更新事業や耐震化事業等を実施していく。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 配水管耐震化（老朽管布設替）事業 | | 水道施設課 |

| 4-5 下水道の整備と維持管理 | | 第4章第2節第4項 |
|--|--------------------|-----------|
| 担当課 | 下水道施設課 | |
| リスクシナリオ | B-3, D-2, E-2, H-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路施設の老朽化及び一部の汚水管渠への地下水の浸入があるため、修繕や改築（更生・布設替）等を行い、適切な維持管理を図っていく必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「入間市下水道事業中長期経営計画」に基づき、計画的な修繕や改築等を実施していく。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 汚水管渠改築事業 | | 下水道施設課 |
| 下水道管路施設耐震化事業 | | 下水道施設課 |

| 4-6 公園の整備と維持管理 | | 第4章第2節第5項 |
|--|---------------|-----------|
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | A-1, G-1, H-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公園や施設を適宜更新し、適切な維持管理を行う必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に利活用される公園について、平常時から適切な維持管理を実施し、地域住民との協働による公園の管理運営の検討などに取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 都市公園等整備事業 | | 都市計画課 |
| 都市公園等改良整備事業 | | 都市計画課 |
| 公園施設等修繕事業 | | 都市計画課 |
| 公園等遊具設置事業 | | 都市計画課 |
| 加治丘陵自然公園用地取得事業 | | 都市計画課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 4-7 災害への対応 | | 第4章第2節第6項 |
|--|--|------------|
| 担当課 | 道路整備課、道路管理課、開発建築課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, B-1, C-1, C-2, G-2, H-1, H-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時の道路および水路への雨水流出を抑制することを目的に、雨水貯留施設を整備し、雨水浸透ますの設置を促進している。 ・ 市内には、土砂災害警戒区域や、大規模盛土造成地が存在し、長期間の大雨や地震の揺れにより、土砂災害や液状化が発生する危険性がある。 ・ 地震等の災害の被害を最小限に止めるよう、県と連携し、木造住宅の耐震診断・改修工事の支援や建築物の不燃化の促進に取り組んでいる。さまざまな災害による都市基盤の被害への対策を講じる必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 入間川、霞川の護岸整備、不老川の河道改修、自然環境との調和に配慮した施工、林川上流市への雨水流出抑制対策などを県に要望していく。また、既存調整池の貯留機能維持、新河岸川流域総合治水対策の推進などに取り組む。 ・ 雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置推進、不老川流域への雨水浸透ます設置費用の一部補助などに取り組み、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置について市民に協力を求め、災害の発生しにくいまちづくりに取り組む。 ・ 県と連携した不燃化・耐震化の促進、計画的な市街地整備などを通して、災害被害を最小限にとどめる観点から、安全なまちづくりを推進していく。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 雨水浸透ます設置補助事業 | | 道路管理課 |
| 鍵山三丁目地内排水ポンプ整備事業 | | 道路管理課 |
| 公共基準点設置事業 | | 道路管理課 |
| 入間市駅他昇降機改修事業 | | 道路管理課 |
| 排水整備事業 | | 道路整備課 |
| 道路等緊急補修事業 | | 道路整備課 |
| 建築物耐震改修促進事業 | | 開発建築課 |
| 宅地耐震化推進事業 | | 開発建築課 |

| 4-8 公共交通網の充実 | | 第4章第3節第1項 |
|---|--------------------|-----------|
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | A-3, C-1, C-2, H-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の移動や物資の輸送の多様な手段を確保するため、鉄道やバス等の公共交通機関を維持する必要がある。 ・入間市地域公共交通協議会で公共交通網形成計画を策定し、コミュニティバス「ていーろーど」「ていーワゴン」の再編を行った。また、地域住民の利便性向上を考慮して近隣市町境を越えたコース設定（みずほモール、野田モール、入首駅等までの乗り入れ）を行うほか、デマンドタクシー導入の検討を行っている。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な検証やニーズ調査の実施、利用動向の把握、利用者ニーズに合った運行など、公共交通網の見直しに取り組む。また、近隣市町境を越えたコミュニティバスのコース設定およびデマンドタクシー導入の検討を行う。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 地域公共交通計画見直し事業 | | 都市計画課 |
| コミュニティバス運行事業 | | 都市計画課 |

| 4-9 生活環境の維持と保全 | | 第4章第3節第2項 |
|---|------------------------------|------------|
| 担当課 | エコ・クリーン政策課、生活環境課 | |
| リスクシナリオ | A-2, B-3, D-2, E-2, F-1, G-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・入間市環境基本計画に基づき、市民、事業者、民間団体および市が連携し、協働して地球温暖化対策および公害防止に取り組んでいる。 ・単独浄化槽などからの生活排水による公共用水域の汚濁等が問題となっている。 ・事業所への立ち入り調査や指導、市民へ環境保全の啓発活動を通して公害防止に努めている。 ・ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金を交付することで地球温暖化の防止に寄与している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・定期立入調査や指導等の実施、情報収集や調査研究ならびに合併処理浄化槽の普及啓発および補助制度のPRに取り組み、公害の防止を推進する。 ・温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指し、省エネルギー及び再生可能エネルギーの推進をはじめ、地球温暖化対策を推進する。 ・様々な媒体を活用して市民へ環境情報を発信し、環境保全の意識を高めていく。また、広く市民の環境意識を高めることを通じて、市民と連携して環境保全活動や啓発事業に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 合併処理浄化槽設置整備事業 | | 生活環境課 |
| ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助事業 | | エコ・クリーン政策課 |
| E V活用再生可能エネルギーマネジメント事業 | | エコ・クリーン政策課 |
| 入間西部衛生組合負担金 | | 生活環境課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 4-10 ごみの適正処理、循環型社会の推進 | | 第4章第3節第3項 |
|---|------------|------------|
| 担当課 | 総合クリーンセンター | |
| リスクシナリオ | H-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害では、多くの災害廃棄物が発生し、復旧・復興の妨げになっているだけでなく、生活環境へ影響を及ぼすことも懸念される。 ・安全性の確保と処理効率の向上に向けて、ごみ処理施設を適正に維持管理している。さらに、現行最終処分場の延命および次期最終処分場の検討を進めている。 ・平常時の備え(体制整備等)や災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめ、発災後に発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を目指すため、「入間市災害廃棄物処理計画(令和3年3月)」を策定した。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な定期点検整備や基幹的設備の更新等の計画的な実施、最終処分場の延命化と次期最終処分場の計画推進などに取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| ごみ処理施設定期修繕事業 | | 総合クリーンセンター |
| 最終処分場管理事業 | | 総合クリーンセンター |
| 最終処分場水処理施設機器定期修繕 | | 総合クリーンセンター |
| 最終処分場整備事業 | | 総合クリーンセンター |

| 4-11 住宅対策の推進 | | 第4章第3節第4項 |
|--|-------------------------|------------|
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | D-1, D-2, G-1, H-1, H-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の進展などにより住宅供給の基盤が整う一方で、人口減少の影響により空家が増えてきているため、その利活用に向けた取組を行っている。子育て世帯をはじめ、住宅確保要配慮者のための住宅供給が望まれており、その対応のひとつとして子育て世帯とその親世代の同居・近居の促進に取り組むとともに、金融機関と連携して本市への定住の促進に取り組んでいる。住宅に困窮する所得の少ない方を対象に市営住宅を供給しているが、公営住宅への入居を希望する単身高齢者世帯が増加している。「入間市市営住宅長寿命化計画」を策定して市営住宅の計画的な修繕を実施している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・空家の管理不全を防止するとともに、中古住宅を売りたい人、貸したい人と買いたい人、借りたい人を結び付け、本市への移住・定住を進める。 ・金融機関と連携し、子育て世帯の住宅取得を支援し、定住促進や同居・近居促進に取り組む。また、若者や子育て世代の移住促進に向けた情報の提供を図る。 ・市営住宅については、県営住宅や他の公的賃貸住宅供給事業者と連携しながら居住ニーズに応じた適正で計画的な供給を進める。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 同居・近居促進事業 | | 都市計画課 |
| 不用市営住宅用地移管事業 | | 都市計画課 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 4-12 自然環境の保全と活用 | | 第4章第4節第1項 |
|---|-------------|-----------|
| 担当課 | 都市計画課、農業振興課 | |
| リスクシナリオ | G-2, H-4 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 本市の緑の核として優れた自然環境を有する加治丘陵の保全・活用に向けては、加治丘陵さとやま計画を策定して公有地化を推進し、狭山丘陵については「さいたま緑の森博物館」を中心に、県と連携を図りながら保全と活用を推進している。さらに、本市に残る貴重な湿地や湧水地などの水辺地は、公有地化や市民との協働による管理体制の充実を図り、適切な保全管理と活用に努めている。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 適切な山林管理の実施、都市公園部分や山仕事の広場などの有効活用の推進、資産としての山林活用策の検討、活用促進のための拠点整備などにより、保全・活用に取り組む。また、優れた自然環境を持つ樹林地や水辺地の保全、市民との協働による保全管理の推進などに取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 加治丘陵自然公園用地取得事業 | | 都市計画課 |
| 加治丘陵保全用地取得事業 | | 都市計画課 |
| 加治丘陵保全活用事業 | | 都市計画課 |
| 加治丘陵自然公園整備事業 | | 都市計画課 |
| 自然保護事業 | | 農業振興課 |
| 森林経営管理事業 | | 農業振興課 |
| 森林経営管理基金積立事業 | | 農業振興課 |

| 4-13 緑の保全と創出 | | 第4章第4節第3項 |
|---|---|-----------|
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | A-1, B-1, C-1, C-2, D-2, G-1, G-2, H-1, H-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市街地の樹林や樹木などの緑は、ヒートアイランド現象^{※7}等の緩和や火災時の延焼防止など、さまざまな機能を持つ貴重な存在である。これらの緑は年々減少しているため、市街地に残る一定規模以上の樹林地については、保護樹林や市民の森として指定し、良好な樹林環境維持に努めながら、保全を図っている。また、まちの緑を創出するため、公共施設の緑化、家庭緑化および地域緑化を促進している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 保護樹林や市民の森の保全と活用に向けて取り組む。また、緑豊かな街並の形成に向けた家庭緑化の促進に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 保護樹林維持管理事業 | | 都市計画課 |

■施策分野5 活気に満ちたまちづくり

| 5-1 農業基盤の強化推進 | | 第5章第1節第1項 |
|--|----------|-----------|
| 担当課 | 農業振興課 | |
| リスクシナリオ | F-1, H-4 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業後継者団体や農業生産団体の活動を支援することで後継者等の育成に努めるとともに、農業者のために農業施設を設置し農業の振興を図っている。また、遊休農地や耕作放棄地の解消のため、農地の利用集積に取り組んでいる。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産団体の育成・支援、認定農業者、新規就農者、法人など多様な担い手の確保・育成、女性の農業経営への参画の推進、農業を障害者の就労の場とする農福連携に取り組む。 ・ 引き続き、農地中間管理事業に取り組み、遊休農地や耕作放棄地をはじめ、農地の利用集積を推進する。 ・ 経営の法人化の支援を通じて、生産者の安定した農業経営確立を図る。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 狭山茶ブランド振興プロジェクト事業 | | 農業振興課 |
| 販売促進PR活動実施事業 | | 農業振興課 |

| 5-2 企業誘致の推進 | | 第5章第2節第2項 |
|---|-------|-----------|
| 担当課 | 商工観光課 | |
| リスクシナリオ | F-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、武蔵工業団地、狭山台工業団地および金子・野田のミニ工業団地を中心に工業地域が形成されている。業種は多種にわたるが、自動車関係の製造業が中心となっている。現在、企業誘致に向けて工業団地内等の事業用地情報の収集などに努めている。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業団地内等の事業用地情報の収集、事業用地確保の検討などを通じて企業誘致に取り組む。また、経済活動を活発化させ、雇用の創出・拡大につながる企業誘致を検討する。 | | |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 5-3 雇用・就労の促進 | | 第5章第2節第4項 |
|--|----------|-----------|
| 担当課 | 商工観光課 | |
| リスクシナリオ | F-1, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークによる職業相談・職業紹介をはじめ、国や県と連携して雇用の促進に向けた取り組みを展開している。また、就職支援セミナーや若年者就業相談を実施し、求職者を支援している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・若者に対する就労の相談や就業体験の提供、企業説明会や見学会などの実施により就労の支援を進める。さらに就職支援セミナー等を開催するとともに、女性・高齢者・中高年の再就職の支援および人材活用の促進を図る。また、引き続きハローワークとの連携によって就労支援に取り組む。将来にわたる就労環境維持のために、子ども対象の就業体験等の機会を設定する。 ・ふるさとハローワークを活用して、地元企業の求人情報や研修機会の情報を市民に提供する。 ・就職面接会等の実施、地元企業の就業体験や説明会、見学会などに取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| シェアオフィス等立地促進事業 | | 商工観光課 |
| 雇用対策事業 | | 商工観光課 |

| 5-4 経営基盤強化および生産性向上に対する支援の推進 | | 第5章第2節第5項 |
|--|-------|-----------|
| 担当課 | 商工観光課 | |
| リスクシナリオ | F-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市中小企業制度融資において、中小企業・小規模事業者の受発注促進や販路拡大等に向けた金融支援をあっせんしている。特定地域工場設置事業等補助金において、中小企業の実業性向上を後押ししている。また、創業支援等事業計画に基づき、市内で創業を希望する方、創業後間もない方を支援している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・創業に向けた相談から、事業開始に至るまで関係団体や金融機関と連携して支援をし、創業後も継続的にきめ細かな支援を行う。また、市内中小企業への融資あっせん、中小企業の経営基盤の安定・強化を図る。 ・企業の技術力向上や職人の技能継承および生産性向上に向けた設備投資への支援を行い、魅力ある企業の強化・増加を目指す。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 空き店舗活用創業支援事業 | | 商工観光課 |
| 商店街活性化支援事業 | | 商工観光課 |
| 中心市街地商業活性化事業 | | 商工観光課 |
| 創業支援事業 | | 商工観光課 |
| 工業振興事業 | | 商工観光課 |

■施策分野6 安全で安心してらせるまちづくり

| 6-1 強靱な危機管理体制の整備 | | 第6章第1節第1項 |
|---|-------|-----------|
| 担当課 | 危機管理課 | |
| リスクシナリオ | D-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の発生時に本市の業務を継続し、市民生活への影響を最小限に抑える業務継続計画（BCP）※8（地震編）を業務ごとに策定し、対応を図っている。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・異常事態発生時の職員対応について、常に確認を行うとともに研修の充実を図る。また、専門家から知見を得ながら、災害や被害の状況に応じて必要な組織が連携できる体制を整備する。 ・各BCPについて地域防災計画・国民保護計画との整合を図るとともに、定期的に点検を行い、必要事項の見直しを行う。 | | |

| 6-2 災害への備えの充実 | | 第6章第1節第2項 |
|---|--|-----------|
| 担当課 | 危機管理課、自治文化課、市民課、障害者支援課、高齢者支援課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, A-3, A-4, B-1, B-2, C-2, C-3, D-1, D-2, E-1, E-3, G-1, H-3, H-4, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震・東海地震の発生確率が高まり、気候変動に伴う異常気象による災害も発生している。また、市内では、土砂災害警戒区域が指定されており、台風時等には市内各地で水害の発生が確認されている。 ・上記のような状況下、本市では地域防災計画に基づき、災害対策・減災事業を展開している。 ・災害に備えて、区・自治会を基盤とした119の自主防災会とともに、市内全地域が参加する防災訓練を実施している。 ・大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう、防災情報連絡体制を充実する必要がある。 ・避難行動要支援者※3に対する支援体制の整備が必要である。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画を必要に応じて見直すとともに、地区センターを拠点として、迅速に災害対応ができる体制の整備を図る。また、防災・減災に対する市民への学習機会の提供に努めるとともに、学習教材や資料の研究と提供を進める。 ・災害時等における効率的・効果的な情報の収集方法及び提供方法の充実を図る。また、市内各地区への分散備蓄及び流通備蓄を推進していく。 ・高齢者、障害者、難病患者、外国人などの避難行動要支援者への支援を充実する。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 防災施設等整備事業 | | 危機管理課 |
| 防災行政用無線送受信局更新事業 | | 危機管理課 |
| 防災行政無線整備事業 | | 危機管理課 |

| 6-3 消防体制の充実 | | 第6章第1節第3項 |
|--|---|-----------|
| 担当課 | 危機管理課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-2, A-3, A-4, B-1, C-3, D-1, D-2, G-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉西部消防組合は、所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市により運営されており、安全・安心の提供に向けて市民の理解と協力が得られるように取り組むとともに、非常備消防（消防団）と連携が図られるよう努めている。 ・ 消防団については、消防組織が広域化された中、発災時に細やかな対応ができる組織へと発展するため、各種研修機会の充実および女性消防団員の拡充が進められている。 ・ 大規模災害発生時は、市内において人的、物的な被害が同時多発し、消防職団員の限界を超えた活動となることから、持続可能な消防・救急体制の確立が必要である。 ・ 市民や事業所の防火・防災意識を向上させることにより、災害による被害を軽減する必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉西部消防組合と消防団との連携体制を深め、地域に根ざした消防体制の整備に取り組む。 ・ 災害時に円滑な連携が取れるよう、埼玉西部消防組合、消防団および入間市におけるいっそうの災害情報等の共有化を図る。 ・ 消防団の装備、設備の充実を図る。 ・ 消防団活動への市民の理解を深めるために、活動の状況を住民に広報するなどの情報提供を行うとともに、活動内容をアピールする場の充実を図る。 ・ 市民に向けては、「何かあったときに助けがくる」ことよりも「何も起きないように、普段から気をつける」ことが重要であることを意識して市民が生活できるような市民意識の啓発に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 消防広域化事業 | | 危機管理課 |
| 消防団活動充实事業 | | 危機管理課 |
| 消防団車両・資機材維持管理事業 | | 危機管理課 |
| 消防団施設整備事業 | | 危機管理課 |

| 6-4 感染症への備えの充実 | | 第6章第1節第4項 |
|---|-------------------|-----------|
| 担当課 | 危機管理課、健康管理課、地域保健課 | |
| リスクシナリオ | B-2, B-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民生活に重大な影響を与える感染症が発生した場合には、市民の生命・健康・生活を守るために入間市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応し、感染拡大の防止に努めるとともに、市民生活に必要な支援を実施している。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 感染症が発生した場合の感染の広がりを最小限に抑えるための対策について調査・研究を進めるとともに、感染症対応業務および通常業務のあり方について検討を進める。 感染症が拡大した場合の市民生活や事業活動の支援のあり方について研究を進める。 | | |

| 6-5 空家等対策の推進 | | 第6章第1節第6項 |
|---|------------------------------|-----------|
| 担当課 | 都市計画課 | |
| リスクシナリオ | A-1, D-1, D-2, G-1, H-1, H-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市内各所にある使用されていない住宅のうち、相当数が適切な管理が行われていないため、安全・衛生・景観等の生活環境に深刻な影響を与えている。これらの空家等について、調査を実施して管理台帳を整備し、所有者等に適切な管理を促している。 災害時に倒壊する恐れや犯罪の温床となり得る空家等を解消する必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 空家等の活用を所有者等に促すこと等により、その発生を抑制するとともに、空家等の状況を把握して所有者等の特定に取り組み、所有者等に対して適正管理の依頼を行っていく。 適正管理が行われていない空家等に対する立入調査を実施するとともに、特定空家等の認定に取り組む。 空家等対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを進めていく。 | | |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 6-6 市民相談の推進 | | 第6章第3節第1項 |
|---|-------------------|-----------|
| 担当課 | 人権推進課、地域振興課、福祉総務課 | |
| リスクシナリオ | E-1, F-1 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害後、被災者が必要とする支援は多岐にわたり、市への問合せや相談が殺到する。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、被災市民に対する相談（司法書士による法律相談や行政書士による相談等）を実施し、市民の不安解消や生活再建を後押しする必要がある。 ・平常時から相談窓口を各所に設置し、相談種目や相談回数の増加に対応し、充実を図る。 | | |

| 6-7 防犯体制の充実 | | 第6章第3節第4項 |
|---|---------------|-----------|
| 担当課 | 交通防犯課 | |
| リスクシナリオ | C-2, D-1, E-3 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生件数は全体として減少の傾向にあるが、一方では、青少年や高齢者等を狙った犯罪は増加している。そのため、特殊詐欺対策や地域パトロールの必要性が高まっており、地域や警察と連携して犯罪の抑止に取り組んでいる。 ・災害時には、災害に関連した詐欺被害等の増加が懸念される。 ・高度化・複雑化する犯罪に対応するためには、地域ぐるみの防犯活動の取組、関係機関との情報共有・連携体制の充実を図る必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の担い手による必要な知識・技術を習得する機会を設置する。また、地域ぐるみの防犯活動の実施に取り組み、地域における継続的なパトロールや啓発活動の実施を図る。 ・狭山警察署・狭山地方防犯協会等、関係機関との連携を強化し、犯罪情勢について適時把握できる体制を整備する。 ・防犯意識を高め、地域の防犯活動に参画するとともに犯罪被害にあわないよう、市民の意識啓発に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 地域防犯活動支援事業 | | 交通防犯課 |

■計画の実現に向けて（行財政運営の指針）

| 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | | 計実 第2節第2項 |
|--|--|-------------------------|
| 担当課 | 公共施設マネジメント推進課、施設所管課 | |
| リスクシナリオ | A-1, A-4, C-1, D-2, E-4, H-1, H-3, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進行や市民ニーズの変化などにより、一部活用されていない施設が発生している。また、これまで計画的な施設保全に取り組んでいないことから、多くの施設が老朽化し、災害時に破損する恐れがある。 ・ 必要不可欠な施設は、安全性や快適性を確保するために、大規模改修や施設更新に取り組む必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の多機能化・複合化・統廃合などによる再整備を推進し、施設保有量の適正化を図る。 ・ 施設更新時や統廃合に伴う適正配置の推進を図る。 ・ 利用率向上に向けた利便性向上の推進を図る。 ・ 貸与や売却なども含めた資産としての公共施設の有効活用を進める。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 市役所再整備（PFIアドバイザー）事業 | | 公共施設マネジメント推進課 |
| 校舎整備事業 | | 教育総務課 |
| 校舎内整備事業 | | 教育総務課 |
| 屋内運動場整備事業 | | 教育総務課 |
| 公立保育所整備事業 | | 保育幼稚園課 公共施設マネジメント推進課 |
| 学童保育室維持管理事業 | | 青少年課 公共施設マネジメント推進課 |

| 計-2 公共サービスの提供における市民(民間)と行政の役割分担 | | 計実 第3節第1項 |
|--|-----------------|-----------|
| 担当課 | デジタル行政推進課、福祉総務課 | |
| リスクシナリオ | D-2, E-3, H-5 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの分野で、必要に応じて市民と行政の役割分担を進めている。特に、地域コミュニティや地域福祉の分野では「自助・互助・共助・公助」の考え方に基づく役割分担が進んでいるが、高齢化の進行により、市民がこれまで担っていた役割が果たせなくなりつつあり、行政の役割を見直す必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民組織の活動支援、市民と市の相互理解と連携体制の強化に取り組む。 ・ 市民の公益的活動を支援し、活性化を図る。 ・ 市民・民間事業者・行政の役割分担の見直し、役割分担の実施に向けた事業仕分けの実施などに取り組む。 | | |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 計-3 多様な主体による協働の推進 | | 計実 第3節第2項 |
|--|-------|-----------|
| 担当課 | 地域振興課 | |
| リスクシナリオ | D-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ・市民文化・地域福祉・自然保護・防災防犯といった分野において協働のまちづくりが進んでいる。また、市民提案型協働事業に取り組み、市民の提案による協働事業を進めている。 ・今後は、新たな公共の担い手となるNPO法人や民間事業者、大学やマスコミなど多様な分野の組織との協働が必要となる。 ・市民との協働においては、市民と行政の立場が対等ではなく、市民が協働によるまちづくりのサポート役になってしまいがちであるため、本来の市民と行政との協働になっているかを事業ごとに常に検証し、改善する必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな分野において、市民や民間事業者と協働で取り組む施策・事業の研究を進め、事業化に取り組む。 ・活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所や必要情報の提供などに取り組む。 ・まちづくりに対するさまざまな世代の参画機会の充実を図る。 ・市民提案型協働事業を活用し、行政が担えない課題の解決に取り組む。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 市民提案型協働事業 | | 地域振興課 |

| 計-4 人材育成の推進 | | 計実 第5節第2項 |
|---|-----|-----------|
| 担当課 | 人事課 | |
| リスクシナリオ | D-2 | |
| 現状〈脆弱性の分析・評価〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、市の行政機能が低下し、行政需要が大量に発生することが考えられるため、平常時からの人材育成が欠かせない。 ・「入間市人材育成基本方針」に基づき、本市が必要とする職員の育成のためにOff-JT^{※9}とOJTを組み合わせて研修を進め、より対応能力の高い職員の養成に取り組んでいる。なお、職員の採用を一定期間抑制していた影響により、一部の年齢層において職員が少ない状況である。 ・行政サービスの多様化や高度化に対応して、政策的な思考や専門的な知識、ICTスキルを持った職員が求められている。職員の採用から研修、適正な配置、登用を含めた一貫した人材育成を図る必要がある。 | | |
| 今後〈推進方針・対応方策〉 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発に向けた研修やリバースメンター制度等の導入、国、県等との人材交流を実施する。 ・職員の意欲・能力を最大限発揮できる環境の整備を進める。 ・適正規模の職員採用に取り組むとともに、職員の意欲と能力を評価した上での配置や登用を図る。 | | |
| 主な事業 | | 担当課 |
| 職員研修 | | 人事課 |

[用語解説]

- ※1 NPO：「Nonprofit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
- ※2 福祉避難所：一般の避難所で生活することに支障があり、特別な配慮が必要な障害者等が避難するための場所。
- ※3 避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者。
- ※4 市街化区域：すでに市街地になっている区域や、今後おおむね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
- ※5 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域
- ※6 集約型都市構造：市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造のこと。
- ※7 ヒートアイランド現象：郊外に比べて都市部ほど気温が高くなる現象。
- ※8 業務継続計画（BCP）：組織（特に行政機関）が事故や災害などのインパクトの大きい事象に遭遇した場合に、組織として許容できるレベルで重要なサービスを顧客に提供し続けるための実行計画。
- ※9 Off-JT：職場を離れて行う研修のこと。現在または将来にわたって要求される能力を開発するための人材育成手法の一つ。

3. 施策と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係

施策と脆弱性評価で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係をマトリクスとして整理した。

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

表 10 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策との対応表（マトリクス）

| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | | | 被害の発生抑制により 人命を保護する | | | | 救助・救急・医療活動 により人命を保護する | | | | |
|--|---------------------------------|--------------------|--|-----|-----|-----|--------------------------|-----|-----|---|---|
| | | | A-1 | A-2 | A-3 | A-4 | B-1 | B-2 | B-3 | | |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (入間市総合計画) 章 節 項 | | | 多火死異に列すの災し救機医地 数災災常事よる害害助能療域 のや建土模な事車の要害対、の、能療 の死傷者な土砂災異るの事救助、の、の の傷物者、が、象、の、の、の、の、の、 の倒壊等により、多数の死者が、発生す る事態 | | | | | | | | |
| 施策分野 | 施策 | (入間市総合計画) 章 節 項 | | | | | | | | | |
| 1. つながりを大切に したまちづくり | 1-1 女性の活躍の推進 | 第1章第2節第2項 | | | | | | | | | |
| | 1-2 地域コミュニティの維持・発展・再構築 | 第1章第3節第1項 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 1-3 都市間連携の推進 | 第1章第4節第2項 | | | | | | | | | |
| 2. 学びあいの まちづくり | 2-1 学校教育体制及び学習環境の充実 | 第2章第2節第1項 | | | | | | | | | |
| | 2-2 学校教育内容の充実 | 第2章第2節第2項 | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| | 2-3 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援 | 第2章第3節第4項 | | | | | | | | | |
| 3. ささえあいの まちづくり | 3-1 幼児教育・保育環境の整備 | 第3章第3節第1項 | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 3-2 児童援護の推進 | 第3章第3節第2項 | | | | | | | | | |
| | 3-3 子育て支援及び子育て支援の充実 | 第3章第3節第4項 | ○ | | | | | | | | |
| | 3-4 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 | 第3章第3節第5項 | | | | | | | | | |
| | 3-5 生活支援の推進 | 第3章第4節第2項 | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 3-6 保健事業の推進 | 第3章第6節第2項 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | 3-7 医療受診体制の充実 | 第3章第6節第3項 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 4. 住みやすく 緑豊かな まちづくり | 4-1 土地利用計画の策定と推進 | 第4章第1節第1項 | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 4-2 市街地の整備 | 第4章第2節第1項 | | | | | | | | | |
| | 4-3 道路・橋梁の整備と維持管理 | 第4章第2節第2項 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 4-4 上水道の整備と維持管理 | 第4章第2節第3項 | | | | | | | | | ○ |
| | 4-5 下水道の整備と維持管理 | 第4章第2節第4項 | | | | | | | | | ○ |
| | 4-6 公園の整備と維持管理 | 第4章第2節第5項 | ○ | | | | | | | | |
| | 4-7 災害への対応 | 第4章第2節第6項 | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| | 4-8 公共交通網の充実 | 第4章第3節第1項 | | | ○ | | | | | | |
| | 4-9 生活環境の維持と保全 | 第4章第3節第2項 | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 4-10 ごみの適正処理、循環型社会の推進 | 第4章第3節第3項 | | | | | | | | | |
| | 4-11 住宅対策の推進 | 第4章第3節第4項 | | | | | | | | | |
| | 4-12 自然環境の保全と活用 | 第4章第4節第1項 | | | | | | | | | |
| | 4-13 緑の保全と創出 | 第4章第4節第3項 | ○ | | | | ○ | | | | |
| 5. 活気に満ち たまちづくり | 5-1 農業基盤の強化推進 | 第5章第1節第1項 | | | | | | | | | |
| | 5-2 企業誘致の推進 | 第5章第2節第2項 | | | | | | | | | |
| | 5-3 雇用・就労の促進 | 第5章第2節第4項 | | | | | | | | | |
| | 5-4 経営基盤強化および生産性向上に対する支援 | 第5章第2節第5項 | | | | | | | | | |
| 6. 安全で安心 してらせる まちづくり | 6-1 強靱な危機管理体制の整備 | 第6章第1節第1項 | | | | | | | | | |
| | 6-2 災害への備えの充実 | 第6章第1節第2項 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 6-3 消防体制の充実 | 第6章第1節第3項 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 6-4 感染症への備えの充実 | 第6章第1節第4項 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | 6-5 空家等対策の推進 | 第6章第1節第6項 | ○ | | | | | | | | |
| | 6-6 市民相談の推進 | 第6章第3節第1項 | | | | | | | | | |
| | 6-7 防犯体制の充実 | 第6章第3節第4項 | | | | | | | | | |
| 計画の実現に 向けて (行財政運営 の指針) | 計-1 施設の活用、長寿命化の推進 | 計実 第2節第2項 | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 計-2 公共サービスの提供における市民(民間)と行政の役割分担 | 計実 第3節第1項 | | | | | | | | | |
| | 計-3 多様な主体による協働の推進 | 計実 第3節第2項 | | | | | | | | | |
| | 計-4 人材育成の推進 | 計実 第5節第2項 | | | | | | | | | |

4. 重要業績評価指標（KPI）の設定

脆弱性評価や施策の進行管理に活用するため、施策の重要業績評価指標（KPI）を表11のとおり設定する。

表 11 重要業績評価指標（KPI一覧）

| 施策番号 | 指標名 | 担当部署 | 現状値 (R2年度) | 目標値 (R8年度) |
|------|--|------------------|---------------|-----------------------|
| 1-1 | 市の審議会等に占める女性の割合 | デジタル行政推進課 | 32.7% | 35.0% |
| 1-2 | 自治会加入世帯数 | 地域振興課 | 41,383世帯 | 現状維持 |
| 1-2 | 集会所等の年間改修数 | 地域振興課 | 年3棟 | 年4棟 |
| 1-3 | 防災に関する都市間協定締結数 | 危機管理課 | 4件 | 5件 |
| 3-2 | 家庭児童相談件数 | こども支援課 | 10,676件 | 現状維持 |
| 3-2 | 養育支援訪問事業実施回数 | こども支援課 | 年14回 | 年25回 |
| 3-3 | 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て緊急サポート事業、病後児保育事業の利用者数 | こども支援課 保育幼稚園課 | 106,968人 | 116,839人 |
| 3-3 | 常設の地域子育て支援拠点の設置数 | こども支援課 | 8か所 | 12か所 |
| 3-5 | 福祉避難所設置件数 | 障害者支援課 | 7件 | 8件 |
| 3-7 | 救急医療体制の整備状況 | 健康管理課 | 日曜日の夜間が一部空白 | 全平日の夜間並びに全休・祝日の昼間及び夜間 |
| 4-3 | 都市計画道路や幹線道路整備の進捗率 | 道路整備課 | 74.1% | 77.8% |
| 4-3 | 舗装補修計画による舗装補修路線の補修実施率 | 道路整備課 | 14.0% | 75.4% |
| 4-4 | 管路耐震化率 | 水道施設課 | 34.5% | 40.0% |
| 4-5 | 汚水管渠改築延長距離 | 下水道施設課 | 16.1km | 23.0km |
| 4-6 | 施設を更新した公園数 | 都市計画課 | 年2公園 | 年2公園 |
| 4-7 | 雨水浸透ますの補助件数 | 道路管理課 | 20件 | 30件 (2件/年) |
| 4-9 | 合併処理浄化槽の設置基数 | 生活環境課 | 総数1,006基 | 総数1,116基 |
| 4-10 | 最終処分量 | 総合クリーンセンター | 2,838 t /年 | 2,561 t /年 |
| 4-11 | 長寿命化計画による改修実施棟数 (対象棟数12棟) | 都市計画課 | 6棟 | 12棟(累計) |
| 4-11 | 木造・簡易耐火造住宅に替わる住宅の供給数(木造・簡易耐火造住宅戸数79戸) | 都市計画課 | 0戸 | 30戸(累計) |
| 4-13 | 保護樹林などの指定面積 | 都市計画課 | 5.4ha | 現状維持 |
| 4-13 | 生け垣奨励補助による設置延長 | 都市計画課 | 年13m | 年45m |
| 4-13 | 苗木の配布数 | 都市計画課 | 年250本 | 年300本 |
| 5-1 | 新規就農者の人数 | 農業振興課 | 5人 (過去5年間) | 7人 |

第4章 施策分野別の強靱化に向けた方針

| 施策番号 | 指標名 | 担当部署 | 現状値 (R2年度) | 目標値 (R8年度) |
|------|---------------------|---------------|-------------------|----------------|
| 5-2 | 市内事業所数 | 商工観光課 | 4,713事業所 (H28) | 現状値以上 |
| 5-3 | 市内事業所における従業員数 | 商工観光課 | 50,018人 (H28) | 現状値以上 |
| 5-4 | 創業支援による創業者数 | 商工観光課 | 20名 | 25名 |
| 6-1 | 年度毎の各課BCPの点検・見直し率 | 危機管理課 | 0.0% | 100.0% |
| 6-1 | 部単位のBCPの作成率 | 危機管理課 | 0.0% | 100.0% |
| 6-2 | 防災訓練参加者数 | 危機管理課 | 17,352人 (R1) | 24,000人 |
| 6-3 | 消防団定員充足率 | 危機管理課 | 93.29% | 100.00% |
| 6-3 | 女性消防団員数 | 危機管理課 | 10人 | 10人 |
| 6-3 | 消防団災害情報配信システム登録率 | 危機管理課 | 89.73% | 95.00% |
| 6-5 | 空家等の所有者等への適正管理依頼件数 | 都市計画課 | 45件/4年 | 50件/5年 |
| 6-6 | 専門相談件数 | 人権推進課 | 619件 | 650件 |
| 6-7 | 地域防犯推進委員の人口 | 交通防犯課 | 209.5世帯 につき1名 | 200世帯 につき1名 |
| 計-1 | 施設保有量や配置の適正化の進捗状況 | 公共施設マネジメント推進課 | 2施設 | 11施設 (累計) |
| 計-1 | 施設の保全・長寿命化の進捗状況 | 公共施設マネジメント推進課 | 0施設 | 21施設 (累計) |
| 計-3 | 協働による施策・事業の取組件数 | 地域振興課 | 13件 | 現状値以上 |
| 計-3 | 市民提案型協働事業の取組件数 | 地域振興課 | 3件 | 現状値以上 |
| 計-4 | 人材育成基本方針に基づく研修の履修率 | 人事課 | 94.13% | 現状値以上 |
| 計-4 | 専門職の育成を目的とした研修の参加者数 | 人事課 | 9人 | 現状値以上 |

第5章 計画の推進

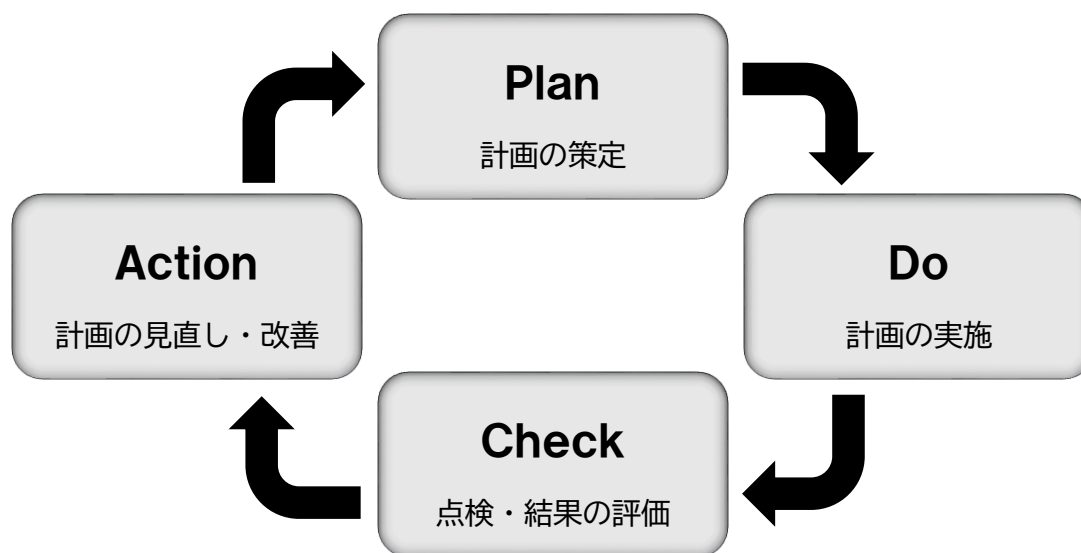
1. 他計画等の整合

本計画は、総合計画を補完する並列の計画であるとともに、本市の様々な分野の計画等の地域強靱化に係る指針となるものであることから、地域防災計画をはじめ、地域強靱化に関する他の計画等の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。

2. 計画の推進と進行管理

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗を把握するためには、進行管理が必要である。

このため、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を行うこととする。また、本計画は総合計画との調和・整合を図るため、総合計画の施策体系と一致させている。このことから、総合計画における重点的取組を鑑みながら施策を推進するとともに、施策の進行管理を併せて行い、総合計画と一体的に取り組むものとする。



入間市国土強靱化地域計画

令和5年（2023年）4月改訂

入間市危機管理課